

昭和41年4月12日・第1巻第1号 発行
昭和53年3月31日・ 第12巻 発行

＝(財)日本学校体育研究連合会機関誌＝

学校体育研究

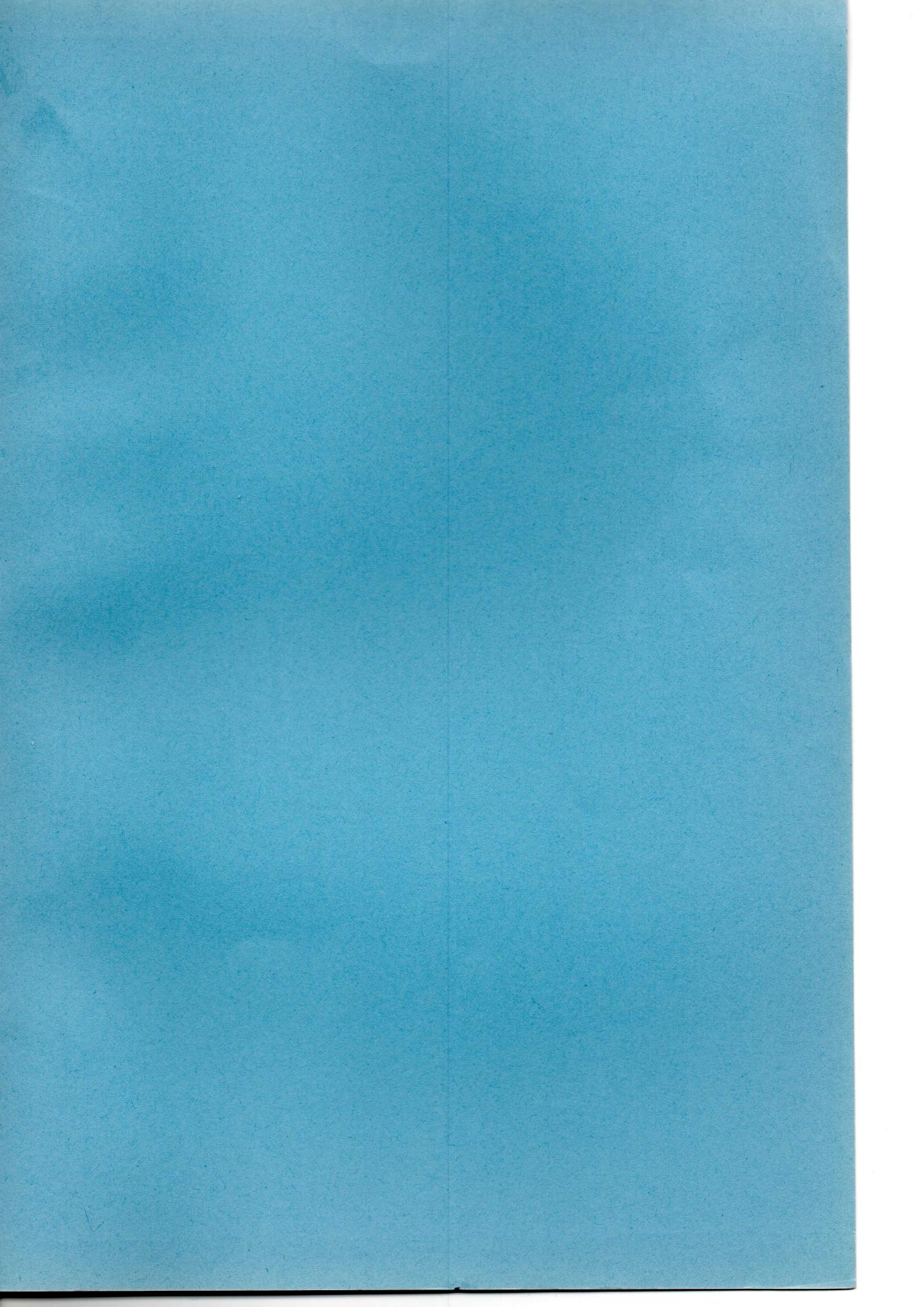
第12巻

昭和53年3月

目 次

• 卷頭言	会長・今村嘉雄	1
* * * * *		
• 学習指導要領改訂の要点	文部省体育局体育官・山川岩之助	2
• 学校体育科における「ゆとり」と「充実」について(小学校)	中京大学教授・前川峯雄	6
• 学校体育科における「ゆとり」と「充実」について(中学校)	日本体育大学教授・佐々木吉蔵	11
• 学校体育科における「ゆとり」と「充実」について(高等学校)	東京学芸大学教授・佐々木茂	16
* * * * *		
• 小学校体育の現状と対策	高知市立新堀小学校・加地嘉隆	20
• 本県における小学校体育の現状と問題点	茨城県教育庁指導主事・大津昭	23
• 学校における保健体育研究の現状と問題点	愛媛県教育研究協議会(保健体育委員長)岡部典民	26
• 高等学校の学校体育研究の現状と問題点(高知県)	高知学芸高等学校・森岡幸雄	29
• 山梨県学校体育研究の実状と問題点	山梨県学校体育研究連合会長・小林勝意	31
• 東京都における中学校保健体育の現状と問題点	東京都三鷹市立第六中学校・関口賢一郎	34
• 学校経営における保健全管理上の問題	東京都町田市立第一中学校長・坪井芳雄	39
* * * * *		
• 第16回(昭和52年度)全国学校体育研究熊本大会における研究発表より	編集委員会	43
* * * * *		
• 編集後記	編集委員会(後藤守生)	65

財団法人 日本学校体育研究連合会



卷頭言

会長 今村嘉雄

この「学校体育研究」は、新学習指導要領を中心課題としてとりあげている。日本の学校教育が戦後30年近い歩みの中で、占領軍の桎梏から解放され、独立国家として自主的にその方針を打ち出したのは昭和33年の「学校教育法第25条」の改訂に伴って二次改訂「小学校学習指導要領」に「国民としての正しい自覚をもち個性豊かな文化の創造と民主的な国家社会の建設につとめ、国際社会において真に信用され尊敬されるような日本人」の育成が明記され、道徳教育の徹底、基礎学力とともに体育での基礎運動能力や活動力の充実が強調されてからである。以後40年代の改訂を経て52年の改訂となり「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情」や「日本人としての自覚をもって国を愛し国家の発展につくすことの必要がうたわれ、特別教育活動では国民的祝日の儀式などには国旗をかかげ国歌を齊唱することが望まれている。これはあくまでも憲法や教育基本法を踏まえながら二十世紀後半における世界的な動向とも歩調をあわせたものであり、すでに33年に明示された、新しい開かれたナショナリズムの強調とみるべきであろう。

しかし一たび教育の現状に眼を転ずるとき事態はきわめてきびしい。とくに中学校生徒の無軌道ぶりには目を覆うものがある。教師に対する暴力、生徒同士と暴力、性非行、覚醒剤汚染、自殺など、戦前には想像もされなかつた事態が頻発している。これらの非行の原因については様ざまな評論がなされているが、一般的な表現をすれば、経済の高度成長に伴うもろもろの病的症候群の複合作用となるであろうが、つきつめて行くと、戦後の誤った民主主義によって、伝統的な良風美俗や教育の良さまでが無視され、エゴの増幅、区別と義別の混同による悪平等と過保護に気付かず、子供をすっかり甘やかしたことが、大きな要因のように思われる。進学競争の激化や、漫画、テレビ、非教育的な読物のせいにする者もあり、とくに進学とのからみで、教育課程の内容の質量的欠陥を指摘し知的教育偏向に誘因を求めるものもある。たしかに今の教育は全体として知識に偏していることは事実であるが、運動による教育自体、情操教育自体の中にも大きな偏りがあることも認めねばならない。むしろ体育の場合その偏りは知育に於けるそれにまさるとも劣らないのではないか。同時に体育はとりわけ道徳教育と全く不可分のものであり、正しい知識教育を離れても成立しないことは周知の通りである。しかも体育教師は生徒児童の生活や人関係と最も深く関わりを持つ立場にあることを思うとき、体育教師こそ、すぐれた体育の先人達のように体育立国の使命感と信念と英知とをもって、新しい教育課程や指導要領の精神を根気強く実践し、もろもろの病弊に挑戦してほしいものである。

学習指導要領改訂の要点

文部省体育局体育官 山川 岩之助

はしがき

小・中学校の改訂学習指導要領は去る7月23日に告示されたが、高等学校については現在学習指導要領を改訂中である。従って、ここでは、小・中学校については新学習指導要領の改訂の要点を、高等学校については改善の方針の概要を述べることとしたい。

1 体育、保健体育の改訂の基本方針

今回の小学校体育、中学校及び高等学校の保健体育の改訂の基本方針は、昨年12月に発表された教育課程審議会の答申に示された体育、保健体育の改善の基本方針に基づいたものである。すなわち、改善の基本方針は「健康の増進と体力の向上を図る」、「生涯を通じて運動の実践や健康な生活の実現のための能力、態度を養う」、「内容を基礎的・基本的な事項に精選する」の3事項に要約される。更に答申では改善の具体的な事項として小・中学校及び高等学校別に、内容領域の構成、内容の精選、集団行動の指導の充実などについての指針が示されている。

学習指導要領は、このような基本方針や具体的な指針に基づいて改訂されたものであり、その内容は、各学校において創意を生かした指導ができるようにするために、基本的な事項を簡潔に示した大綱的なものになっている。

そこで、次に小・中学校の新学習指導要領の改訂の要点と高等学校保健体育の改善の具体的な指針について述べてみよう。

2 小学校体育の改訂の要点

体育の目標は、「適切な運動の経験を通して運動に親しませるとともに、身近な生活における健康・安全について理解させ、健康の増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」という中核的なもののみを示し、いわゆる生涯体育の基礎を培うことを強調した。

また、学年目標や内容については、次のような点を改めた。

- (1) 学年目標においては「運動を楽しむ態度の育成」を明確にするとともに、体力の向上については調整力だけでなく体力の各要素を発達させるように改めた。
- (2) 児童の発達の特性に即して運動学習をさせるため、運動の特性と課題を明確にして、特に低学年・中学年の運動領域を次のように再構成した。

領域	学年	1	2	3	4	5	6
領	体操						
域	器械運動						
	基本の運動						陸上運動
	ゲーム						水泳
							ボール運動
表現運動							

- (3) 「基本の運動」は生活における身体活動や各運動の基礎となる動きを開発することを目指す運動領域で、内容としては「歩・走・跳などの移動を主とする運動」、「力試しの運動」、「模倣の運動」、「固定施設や器具を使っての運動」、「用具を操作しての運動」、「水遊び」などである。中学年で表現運動や器械運動が独立領域になった場合は「模倣の運動」や「固定施設や器具を使っての運動」は削除される。
- (4) 「ゲーム」は、勝敗を伴う運動で、一定のルールの下に、集団で行われる運動でプレーの楽しさを味わわせることを目指す運動領域で、「ボール遊び」、「鬼遊び」、「リレー」などを内容とするものである。
- (5) 現行の「ダンス」を「表現運動」というように名称を改めた。これは現行の作品つくりの課題に即した内容を改め、自己の感じを相手にわかり易く表現するという表現技能の学習に重点をおく内容にしたからである。
- (6) 内容精選の立場から例示的な教材は示さないこととした。また、児童の発達の特性からみた運動課題に即していない運動種目は削除した。
- (7) 集団行動の内容については、現行の体操の技能的な内容で取り扱っていたもの改め、集団行動の本来的に性格も考慮し各運動の態度の内容で取り扱うようにし、運動学習を能率よく安全に行うために必要な基本的行動様式を指導することとした。
- (8) 保健の内容については、小学校としての重点を明らかにし、身近な生活における健康・安全についての基礎的な事項を十分理解させるため、現行の6項目を「身体の発育」、「けがの防止」、「病気の予防」、「健康な生活」の4項目に改めた。

3 中学校保健体育の改訂の要点

保健体育科の目標は「運動の合理的な実践を通して運動に親しむ習慣を育てるとともに、健康・安全について理解させ、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」という中核的なもののみを示し、「運動に親しむ習慣を育てる」ことを強調した。

また、分野目標や内容については、次のような点を改めた。

- (1) 体育分野の目標では「運動の楽しさを味わわせる」ことを強調し、いわゆる生涯体育への発展を明確にした。
- (2) 保健分野の目標では「健康と環境とのかかわりについて理解させる」ことを強調し、中学校保健分野の指導の重点を明確にした。
- (3) 運動の特性を明確にし、生徒の発達の特性に即した指導ができるようにするため、現行の7運動領域を「個人的スポーツ」、「集団的スポーツ」、「格技」、「ダンス」の5領域に整理統合した。
- (4) 内容精選の立場から、各運動領域における運動種目の技術的な内容は示さないこととし、生徒の実態に即して弾力的に取り扱えるようにした。
- (5) 地域や学校の実態及び生徒の能力・適性に即した指導ができるようにするため、各運動領域における運動種目を選択して指導できるようにした。例えば、個人的スポーツにおける陸上運動、器械運動、水泳については第3学年においてこれらのうちから1又は2を選択できることや、集団的スポーツではバスケットボール、バレー、サッカーのうちから2を選択できるようにしたことなどである。
- (6) 「体育に関する知識」の内容については、保健分野の内容や高校の体育理論との調整を図り、現行の6項目を「運動と心身のはたらき」、「運動の練習と体力測定」の2項目に精選整理した。なお、体力測定については、知的理義だけなく、実際の実施を奨励するため、運動の指導と関連して計画的に体力の測定を実施し、その結果を体力の向上に活用するようにすることを強調した。
- (7) 集団行動の内容については、小学校と同様な考え方で取り扱うようにした。
- (8) 保健分野の内容については、中学校としての重点を明確にし、健康な生活を営むために必要な基本的事項を十分理解させるため、現行の7項目を「心身の発達」、「健康と環境」、「傷害の防止と疾病の予防」、「健康と生活」の4項目に整理統合した。
- (9) 内容精選の立場から、現行の内容を削除したり、高校へ移行したりした。例えば、「健康のなりたち」と「精神の障害」及び「個々の疾病」と「病人の看護」などは削除し、「職業病」と「国民の健康」の大部分は高校で扱うことなどである。
- (10) 選択教科としての「保健体育」を新設し、第3学年で選択履修させることとなった。その内容

は、地域や学校の実態及び生徒の関心や特性を考慮して、各分野の内容に示したものの中から適切なものを選び、これを一層深めて指導できるようなものにすることとした。

4. 高等学校保健体育の改善の具体的指針

教育課程審議会の答申で示された改善の基本方針及び高等学校についての改善の具体的事項についての指針を要約してみると、次のようにある。

(1) 体育について

高等学校の体育の内容は、運動実践に関する理解を深めるとともに基礎的な運動能力や各種の運動の技能を高めることに重点をおくこととしている。

また、改善の具体的な指針については、次のようになっている。

ア 運動領域については、運動の特性を明確にし、生徒の発達の特性に即した指導ができるようするため、現行の7領域を「体操」、「個人的スポーツ」、「対人的スポーツ」、「集団的スポーツ」、「ダンス」の5領域に整理統合する。

イ これらのうちスポーツ領域については、学校の実態や男女の特性を考慮しながら、生徒の能力・適性を生かした指導ができるようにするために、共通に履修する領域の運動種目は現行より削減し、選択して履修する種目は増大させる。

ウ 「体育理論」の内容は、保健の内容との関連を十分考慮し、運動の特性、各運動の合理的な練習法、現代の社会生活と運動などの観点から現行の内容を一層基本的な事項に整理する。

(2) 保健について

高等学校の保健の内容は、集団の健康に関する知識を習得させるとともに健康についての総合的な認識を高めることに重点をおくこととされている。

また、改善の具体的な指針については、次のようになっている。

保健の内容については、高校としての重点を明確にするとともに、社会生活における健康に関する必要な事項を科学的に理解できるようにするために、現行の内容を「心身の機能の発達」、「健康と環境」、「職業と健康」及び「集団の健康」の4項目に整理する。

体育科における「ゆとり」と「充実」について ——小学校——

中京大学教授 前川峯雄

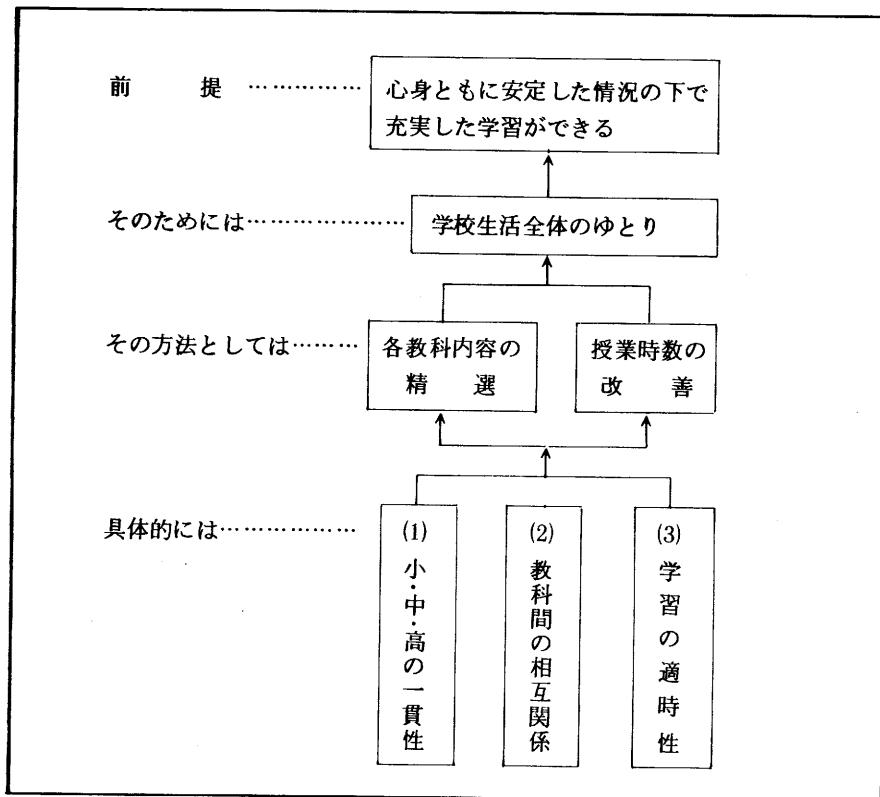
1 教育課程審議会の答申

各教科における「ゆとり」と「充実」という言葉は、教育課程審議会が、昨年12月18日に「教育課程の基準の改善について」永井文部大臣に答申したときの答申内容にみられるものである。この答申では、(1)人間性豊かな児童生徒を育てること、(2)ゆとりのあるしかも充実した学校生活が送れるようにすること、および(3)国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすることをあげ、これを教育課程の基準の改善のねらいとしている。要するに、教育課程の基準の改善をはかり、それにもとづいて学習指導要領の改訂をしようとするとき、まずこの点を基本的におさえてからやってもらいたいという極めて強い意図が秘められているのである。したがって、小学校体育科の学習指導要領の改訂に当っても、これを第一の前提条件として取り組んできたのである。

この点は上述のように重要な意味をもっているので、体育科のことについてふれる前に、同答申における「ゆとりと充実」はどんなことを意味しているかについて簡単に解説しておくことにする。

まず、何故、「ゆとりと充実」というのが出てきたのであろうか。いうまでもなく、毎日毎日充実した学習によって子どもたちは発達するが、それには、いろいろな点で改善を図らなければならない。同審議会は、次(次頁の図)のような考え方にもとづいて、学習指導要領等の改訂をはかるよう要請したわけである。

この考え方によると、一般的にいえば学校教育の成果は、学習者自身が安定した情況のもとで、充実した学習をするときその成果をあげることができるという前提がある。ところが、子どもの現状は、学校での学習、自宅での学習さらには塾のことまで考えると、いつも「追いつめられ」、「くつろいだ状態」はどこにもない。自分の調子で学習をするようすもない。そこで、せめて「学校生活でもゆとりのあるもの」にしよう。それには、今のように過密な学習スケジュールを強制し、



長時間の緊張を要求することを止め、むしろ、一つには學習内容を精選すること、二つには学校で**過ごす総時間を現状のままにして**、授業時間数を最小必要時数にする。答申では、この時間的なゆとりをうるのに三つのアプローチを考えた。新指導要領の構想に際し、(1)内容の配列に当って小・中・高校を一貫して考え、無駄と重複をなくする。(2)各教科の役割分担をはっきりさせて重複をさける。(3)内容の配列にあたって、いわゆる適時性(**readiness**)を考え、いちばん有効なときに學習をさせる。これが具体的な方針である。

新指導要領は、この原則をどのように生かしていこうとしたか。次にこの点について考えてみよう。

2 新指導要領における「ゆとり」について

4年3年の指導要領では、どの教科も、一口でいえば沢山の内容の詰込みの傾向が強かった。したがって、一つの種目を學習するにしてもしっかり時間をかけて、その出来上りをみんなで楽しむところにいかないうちに、次の種目に移っていくという状態が随所でみられた。學習者は、はじめから余裕をもって、じっくりと取り組むことができないで、次の種目へと移行するので、次々と新しいものに追いまわされて、それを味わい、それを楽しむという状態にいたるには大変困難であった。

新しい運動種目に取りかかろうとするとき、運動学習能力のすぐれたものは、それほど困難を感じることなく進んでいくが、それのできるものは極めて僅かであって、ほとんどすべてのものが、所定の活動をなしうる状態にいたるまでには、そんなにせき立てられ、あせらされるような心理状態では不可能である。したがって、どうすればよいのかについて自ら納得するまで時間をかけて、視覚的にも、知的にも理解できるようにならなければ、運動学習は成功しないのである。そこで、新指導要領は、この線に沿って編成しようとした。そのいくつかの例をあげると、

- (1) 運動の領域を子どものレディネスにあわせようとした。
- (2) 各領域内の学習にゆとりをもって取り組めるように、種目の数を最少限度におさえた。
- (3) 先行の経験をいかしながら、新しい種目にうつれるようにした。

ことなどである。この方針のもとで作られたのを案の段階で発表したとき、現場から、あれも入れろ！　この種目も含ませろといってきた。ただ案を示しただけで編成の方針を示さなかったので無理からぬ要求であるが、本旨はここにある。運動についてのよろこびとか楽しみなどというものは、表面的なことから発生するのではなく、本気になってそれに没入し、その結果、運動の欲求がみたされたときに味わうものであるとすれば、なおさらそうである。

そのための条件としては、ある種目の活動を学習するだけに子どもの知的・社会的・身体的能力が適当な時期にあたっているか否かが問題になる。これについては、本格的には実験的な操作が不可欠であるが、到底満足すべき実験はできなかった。それでも、いくつかのところで、実際に試行させてみた。

しかし、小学校の段階は、高等学校や大学期とちがって、いわゆるできあがった運動文化を取り組むわけではなく、将来本人の好みや適性によって、自分に最適なものを選べる状態にいたる前段階として、いろいろな運動種目の基本となり、基礎となることについて学ばせなければならないので、精選しようとしても、必ずしも十分でない点があった。これについては、将来、「運動能力の発達と運動種目の獲得過程」についての本格的な研究が必要のように思う。

3. 充実について

この場合、「ゆとり」と「充実」を切り離してはならない。ゆとりをもつことが出来ても少しも充実しないこともあるからである。その意味で「ゆとりのある、しかも充実した学校生活」という語が生きてくる。本当のところ、充実した学習活動がつづいたとき、充実した学校生活が期待できるのであって、これこそは、教育課程改善の最も大切なねらいであったろうと思う。

さて充実というのはどんなことであろうか。体育科についていえばどんな消息であろうか。子どもたちが運動の学習に取り組むとき、それに全力を投じていると、学習の成果はもちろんあがるであろうが、同時に、子どもには、全力をつくしたよろこび、何となく満ち満ちた気持が湧きあがっ

てくるにちがいない。そして、このような学習を展開させることができたとき、教師も満足するであろう。

さて、さきに、学習の内容を精選してゆとりをもって学習させることを述べたのであるが、ここで大切なことは、精選されたものの学習によって子どもの運動欲求が満されるということである。
最後、とりかかわりの楽しさとか、魅力のようなものにひかれていたことがあるが、真のよろこびとか楽しさというものは、あることを為し遂げたとき、ことに苦心しながらついに目標に到達することができたときに味わえる心理状態であって、このような状況をもちつづけることができるとき、人は充実感をもつ。それは、やってよかったとか生き甲斐などと表現されるものである。

してみると、「充実」したという実感を子どもが運動の学習においてもつことが出来るのは、単に内容の精選だけに関係があるのでなく、多分に教師のよき指導法にかかわっているのである。同じ内容のことがらについて指導をしているとき、ある学級では極めて退屈した状態がみられるのに、他のクラスでは、目を輝かして、全力を打ち込んで学習しているのを見かけることがある。これは結局、内容についての指導のあり方と深い関係があることを示している。

新学習指導要領では、目標および内容のこととに及んでいるが、指導のあり方については教師の自由な工夫や創意に委ねている。この意味で、体育科における学習活動の充実については、教師の研究しなければならない分野であるといつても過言ではない。ことに、子どもは、本来運動についての強い関心と意欲をもっている。よき指導のあり方は、この意欲を一層高め、学習活動を活発なものにするであろうが、反対の場合は、それが充されないので却ってがっかりさせるおそれがないとは言えない。学校体育研究連合会などでは、この意味で、一人一人の子どもが、意欲的な学習を展開するための指導のあり方についての研究を進めてもらいたいと思う。

4. 他の体育的分野との関係

さきに、学校生活にゆとりをもたせることを新しい教育課程の眼目としていることについてふれたが、子どもたちが学校で過ごす時間は従来の通りであるから、教科等の授業時間数が減少したので、その時間はどうなるかという問題がある。

ある人の計算では、学校の自由裁量の時間は、恐らく毎日1時間以上になるのではないかという。もっとも、これらのすべてが、子どもの好きな運動の時間、あるいはスポーツ活動の時間にまわされるわけではないが、弱体化しつつある子どもの体力や、虚弱化しつつある子どもの健康を強力なものにつくりあげるという意味で、学校の自由裁量の時間の相当時間は、体力向上と、健康の増進に使われるべきであろうと考える。たくましい身体、つよい意志力などは、これからさき、中学校や高校での学習の基礎的なものとしても重要である。

しかし、この場合、私は、これらの自由裁量の時間が、教科の授業のような形で持たれることに

は反対せざるをえない。

むしろ、この時間は、体育科という教科の時間ではなしえないものを設定し、教科でやった学習の成果が生かされるようになることを期待している。それについていくつかの例をあげてみよう。その一つは、体力テストの実施である。いま一つは、校内競技の実施である。

教科としての体育科の指導において、体力の向上と健康の増進、ならびに楽しく明るい生活を営む態度の育成をもって目標としている。そのうち体力（ある意味では健康をも含む）の向上という場合、それが本当に向上したのか否かは、一定の物尺で測ってみなければ判らない。そのため、「体力テスト」というものがある。これを特別活動の時間やその他の時間に測定して、努力目標を定め、かつ成就度を知る上から絶対に必要である。今まででは過密スケジュールの中にあったので、これを実施するのは大変むずかしかったが、今やそれが出来るのである。そして、その結果を知って指導すれば、それだけ充実するといえよう。

第二は「校内競技」の設定である。スポーツの水準は成人と小学生とではもちろんちがうが、子どもにもスポーツ生活はできる。それには授業時間と切り離して、特別活動として実施すればよい。スポーツの内容は教科時間中に学習しているが、本式に試合が出来るような状況を作つてやれば、スポーツの生活化は一步前進する筈である。その意味で、ゆとりの出来た学校生活時間を計画的に使ってスポーツを味わわせるというのが校内競技である。生涯スポーツへの出発点にもなろうし、子どもの学校生活はそれだけ充実するであろう。

改訂学習指導要領

——「ゆとり」と「充実」について——

——中学校——

日本体育大学教授 佐々木 吉 藏

1

改訂中学校学習指導要領では、「ゆとり」を前提としたいくつかの基本方針が強調された。しかし授業時間の削減で生まれる「ゆとり」の活用の方法については、生徒の在校時間は現在程度が適当であるとの考え方方に立って、学校の教育活動を全体的にゆったりしたものにする一方、授業時数の削減で生まれた時間を使って、新しい教育活動を活発にすることがねらいの一つであるとしている。そしてこの新しい教育活動の例として、体力増進のための活動や自然や文化に親しむ体験的活動、集団行動の訓練的な活動などをあげている。もちろん各学校の創意による具体的教育活動への期待が前提とされている。

いわば「ゆとり」は、生徒にとっては学校生活の充実を、教師にとっては、落ちついて実のある教育の充実を目指すことを期待しているに外ならないといえよう。

いずれにしても、ここで改訂の基本方針について確認し、具体的には総則体育における体育計画のあり方について考究する必要があると考える。

改訂の基本方針についてみると、(1)知徳体の調和と人間性豊かな児童生徒の育成、(2)内容の精選と創造的能力の育成、(3)ゆとりのある充実した学校生活の実現と時間数削減、(4)指導要領の基準の弹性化などがあげられている。これらのうち(1)(2)(4)についてはその主旨はすぐに理解できるが、とくに(3)については計画作成に関してじゅう分研究する必要が痛感される。それは、教育現場にあてはめていえば、総則3の体育に基づく学校教育活動全体を通じての体育の充実に対する期待をこめた表現とみてよい。そして、その他の基本方針と合わせ考えるとき、今回の改訂は、こと体育に関しては、総則体育の具体的・積極的・効果的な推進を目指してなされたということもできると考える。

したがって今回の改訂は、換言すれば、教科体育、特別活動としての体育、特別活動（とくに体育的クラブ活動、体育的行事など）及び学校において計画する教育活動で体育的クラブ活動と関連

の深いもの（運動部活動など）（第4章特別活動第2，第3参照）の総合体育計画の充実を目指しているといつてよいのではなかろうか。

教科としての授業時数削減の問題については、筆者は、中学校學習指導要領作成協力者会議を代表して教育課程審議会の各種関係委員会に出席して、むしろ保健体育の特殊性とすべての生徒の発育発達に必要な基礎的運動時間を最低毎日1時間とする観点から時数の確保を強く要望したが、委員の諸氏からその重要性はじゅうぶん認識されながらも、共通課題である内容の精選とゆとりの見地から採択されなかったのである。そのことは、一面において、学校体育の総合的計画とその展開を、すべての生徒の保健体育活動を充実する観点で見直すことを求めていると、われわれは認識せざるを得ないように思うのである。その中でも、体育時間削減による問題は、総則体育の計画化によって補う方向で解決されるように考慮すべきであろうと考えたい。

2

われわれ、保健体育の教師は、これまで、常に教育の目標を念頭に、落ちこぼれ生徒不在の保健体育の計画とすべての子どもたちの心身発達、人間性の発展を目指しての合理的な學習指導を進めていると信じたい。しかも改訂指導要領は保健体育教師に対し、今後いっそう教科においては、保健体育科の目標（運動の合理的な実践を通して運動に親しむ習慣を育てるとともに、保健・安全について理解させ、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む能度を育てる）及び体育分野、保健分野のそれぞれの目標（改訂指導要領参照）を念頭に、また特別活動としての体育クラブ活動や学校体育行事及び運動部活動に、より多くの生徒が参加するよう種々の創意をおこみ、その教育効果を全体的に高めようという努力を期待しているはずである。そこで、体育活動の充実に関し、いまさら総則体育のことを強調するまでもないのではないかと批判する教師もあるかもしれないが、しかし率直にいって、中学校体育の平均的実態をみると、必ずしも総則体育の主旨に合致したところの全生徒の好ましい体育活動まで進めることができず、中には、とくに運動部の活動が競技会参加を主眼としての選手中心的組織運営に終るものや、また反対に教師の負担の観点から軽視するなど、未熟さが多くみられる。

そこで、このさい改めて、昭和46年の現行要領で総則の第3に体育の項が設けられ、体育の重要性が強調されたことの意義を再認識するとともに、改訂指導要領において、さらに総則体育を確認し、しかも後段に「……とともに、それらの指導を通して、日常生活における適切な体育的活動の実践が促されるように配慮……」が付加されたことを考えあわせ、学校体育管理学でいうところの体育事業（教科、体育行事、体育クラブ、運動部の体育活動ならびにその他）の相互連けい的・総合的計画の作成に当ることが期待されているといつてよいのではなかろうか。

3

改訂指導要領の特徴は、いくつか挙げられる。

① 生徒の心身発達の特徴や地域的特性、体育施設などの環境的条件に対応しての学校選択のことを考えつつ、基礎的な内容にしぼったことである。

② 指導の内容を細分して例示することを控え、弾力的取り扱いの余地を残して教師の努力を期待することにしたことがあげられよう。

③ 学習時間数に対応して学習効果を収めるためには、同じ領域でも重点的に種目を選択して指導することが必要なので、例えば集団スポーツではバスケットボール、バレー、サッカーのうちから2つを選ぶとか、陸上競技では走り高跳び、走り幅跳びのどちらかを選んで、指導できるなど考慮したこと。

④ 個人スポーツでは、1・2年で学習した場合は、3年ではそれらのうち1~2年を選んで指導できるよう考慮したこと。

⑤ 運動領域を5つとし、その中でスポーツを個人、集団、格技の3つとしたこと。これは原案作成の過程で最も論議されたところであるが、当初の原案では個人、対人、集団の三つのスポーツ領域としたものの、対人スポーツの概念が明確でないので、最終的には、対人スポーツを引下げ、別の観点から格技を加えたものである。従来の7領域を5領域に整理したのは、各領域の特性と目標との結びつきをより鮮明にするとともに、教師の指導、生徒の学習過程において、それぞれたえず目標認識がなされる点から効果的であると考えたからである。

⑥ 集団行動の仕方を態度の向上を目指す内容としてとらえ、あらゆる学習の機会に身につけるようにしたこと。集団行動について、教育課程審議会は当初の力点として保健体育科ならびに他の体育活動で指導するよう要求してきたが、われわれは、「集団行動の仕方の習得は学校教育のあらゆる機会に、すべての教師によって指導されるべきである。たとえば教室における教師に対する礼などや避難練習における動作などをも含めて考えるときそのことは容易に理解されるはずである」との意見を具申したのである。もちろん集団行動の仕方については、保健体育科ならびに特別活動としての身体活動を通して学習する機会が他教科やその系列の特別活動に比してきわめて多く、かつ集団行動に関する学習についての体育教師の指導力が優れているとの見地から、体育での指導を重視すべきことを、われわれ作成協力者会議（保健体育）は確認し、教科においては、5つの領域のすべてにおいて関係深い行動様式の学習を取り扱うこととしたのである。

4.

これからの中学校保健体育の計画の具体化に当っては、とくに体育に関してわれわれはつぎのことがらに関して考慮する必要があるようと思われる。

- ① 教科体育の授業（教科プログラム）を通しての人間形成を進めるために、精選された内容を参考としつつ、それぞれの学校の主体性による選択の結果どのようなカリキュラムを作るか。
- ② 教科としての体育の授業と、それ以外の授業としての必修体育クラブとの関連（内容の選択、指導組織、評価等）、学校体育行事との関連（種目、参加条件、運営管理方法等）をどのように計画の中で考慮するか。
- ③ 体育クラブや学校体育行事と自主的運動クラブ（運動部や同好会など）の関連をどのように計画の中で調整するか。
- ④ 生徒の欲求にそいながら、かれらの自発的活動を促進する意味で運動同好グループに対して体育施設の利用へのサービス（いわゆるエリアサービス）を、全体計画の中でどう考えるか。（一般的には運動部活動が放課後施設を占有しているが、部の使用を特定曜日の特定時間に限って制限し、同好グループに使用させるなどは、運動部活動のあり方と体育施設の全生徒への開放との調整という観点から、つまり総則体育の主旨から研究課題である。）

さて以上の諸点の配慮に基づく具体的計画については、他の機会にゆずるとして、そのさいの最も重要な着眼点は、すべての生徒の学校内における体育活動の量（運動時間）を増し、運動実践の習慣を身につけさせることであろう。換言すれば、つまり総則体育を単なるかけ声でなく、しかもより多数の生徒に対する体育の充実という角度で計画的に実行することが、よりもなおさす「ゆとり」と「充実」を目指した学習指導要領改訂の基本方針にうことになると考えるからである。

ただ実際的には、教科体育、必修体育クラブ活動、学校体育行事などの全体計画の中ですべての生徒により多くの体育活動の時間を得させることを実現しなければならないという点である。このことについて私は、今回の授業時間削減の問題に関連しながら次のような意見を教育課程審議会の関係委員会において強調した。

「運動部員である生徒には、必修クラブ活動としては、文化クラブまたは生産クラブを選ばせるようにし、運動部員以外の生徒には体育クラブを選ばせるようにしたい。そうしなければ、体育重視といいながら、運動部に参加しない生徒の発育発達に必要な週間体育時間を確保することができず、指導要領改訂の方針である充実の主旨にそわない。これを実行すれば、運動部員外の生徒が教科体育2～3時間十必修体育クラブ1時間、合計3～4時間の体育活動を行うことになり、授業時間削減による運動量減少を防ぐことができる。これに比し運動部員は教科体育2～3時間十運動部週約8～10時間程度以上、合計10～13時間程度の体育活動を行うこととなり従来よりは練習時間が減少するが、中学校運動部の教育的管理指導面から考えても適切といってよいと考える。但しこのような見解には、中学校における運動部は、決して選手中心であるべきではなく、より多くの自発的参加と民主的運営が望ましいとの考え方方が基礎になっていることはいうまでもない」と。

落ちこぼれの生徒が一人もいない体育を、改訂学習指導要領が目ざしているとの理解に立つとき、

教科における技能評価中心的傾向の是正や必修体育クラブと運動部が当面している数多くの問題の解決のために改善が必要であり、これらの改善は、従来に比して、改訂学習指導要領がより強く望んでいるところと理解すべきではなかろうか。

なお、学校体育行事についても、同様の角度から、計画の上でたとえばある期間に校内球技大会を開催するとした場合、数種目を同時にとりあげ、その種目の運動部選手は専ら審判員やその他の運営役員を担当し、選手以外のすべての生徒がいずれかの種目にクラスの代表として参加するようになるなど、従来ややもすれば一部に見られがちな、技能未熟者は応援団であるのもやむを得ないとするかのような計画運営の考え方から脱皮すべきであろう。

5

総則体育の見直しは、一人一人を見つめる体育の計画と運営管理の充実をもたらす第一歩と考えることになろう。その見地からいえば、運動部活動を選手中心のものと考えたり、教師の指導責任外だと軽視する考えは修正され、生徒ならばだれでも参加できる運動部とし、顧問教師を複数制にして管理の組織や統制の任務を明確にするなど、運動クラブの本質にてらして、改善されるはずである。また同時に学業とスポーツの両立を図る意味も加え、運動部の週間1～2日の休養日の設定も研究されるであろう。

改訂指導要領による計画では、教科プログラムは第5時限（土曜日は第4時限）までに終ることが標準となるであろう。とすれば、運動部活動の練習時間は、現在に比し約1時間繰り上げができる。筆者は日頃、中学生の心身発達の特性やスポーツ・トレーニングの原則からみて、好ましい運動クラブの練習時間は1時間半程度と考えているので、下校時間を17時とした場合、特に学校が必要と認めて練習時間の延長を認めた場合以外は、顧問教員の指導管理を期待できると考える。顧問教員の複数制と、都合によって顧問不在の場合の安全管理の面から危険な運動内容を制限するなどによって、改訂の主旨ならびに総則体育の主旨に合致したところの中学校らしい運動部活動が実現することを考える。

いずれにしても、生れるゆとりを生かしての特別活動等の重視とそのために必要な運動クラブ等の組織・運営管理についてのトップマネージメント（学校長及び職員会議）、ミドルマネージメント（体育委員会またはクラブ活動委員会等）の活性化は、こと体育の面では、改訂指導要領のいう教育の充実の成否に影響を与える重要なポイントであると、私は考えている。

体育科における「ゆとり」と「充実」について

—— 高等学校 ——

東京学芸大学教授 佐々木 茂

51年12月に出された教育課程審議会の答申の冒頭に述べられている審議の基本方針は「……特に現在の高等学校が大部分の青少年を教育する国民教育機関としての性格を強めていることに注目してそれにふさわしい教育課程を構想するとともに、小学校、中学校及び高等学校の教育を一貫的にとらえ、その内容を精選してゆとりのあるしかも充実した学校生活を可能とするような教育課程の実現を目指して……」ということであり、教育課程の基準の改善のねらいは、「……自ら考え正しく判断できる力をもつ児童生徒の育成ということを重視しながら、次のようなねらいの達成を目指して行う必要がある」として3つの柱が示されている。

第2番目に示されている柱が、「ゆとりのあるしかも充実した学校生活が送れるようにすること」で、本稿と直接関係するものであり学校生活を全体としてゆとりのあるものにして、児童生徒が心身ともに安定した状況の下で、より充実した学習が行われることを考えている。「そのためには、現在の学校生活の実際や児童生徒の学習負担の実態を考慮し、各教科等の内容の精選や授業時数等の改善を行って、適切な教育課程の実現を図らなければならない。この場合、特に各教科等の内容については、小学校、中学校及び高等学校の教育を一貫的にみるとともに、発達段階に応じた各教科等の相互の関連や児童生徒の学習の適時性を十分考慮して徹底した精選を行う必要がある」という観点から、小・中・高それぞれの段階で各教科毎に、また一貫的にみるために小・中・高の連絡による検討がなされた。

この第2の柱は、第1の柱である「人間性豊かな児童生徒を育てるここと」及び第3の「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること」と併せて達成しなければならないので、このことも同時に考慮にいれた協議も行われ、小・中については52年7月に新指導要領が告示されることになった。

第3のねらいから、「高等学校については、中学校教育との関連を一層密接にし、高等学校教育として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視することなどを考慮し、主として低学校の段階においては基礎的・基本的な内容を共通に履修させ、中学年及び高学年の段階においては、多様な内容

を個人の能力・適性等に応じて選択履修できるように教育課程を構成する必要がある」という基本方針が示されており、従って中学校と関連して高等学校の体育科の指導要領が検討されている。

「ゆとり」という点では、中学校では授業時数が、1・2学年で総授業時数が140時間、3学年で105時間が削減され、学校生活全体にゆとりをもつことになった。必修教科としての保健体育も各学年20時間減となったが、上述の「ゆとり」のために確保された時間は、学校の自由裁量となるので実質的には体育科にとって現行以上の時間を活用できる可能性が生じている。高等学校においては、教育課程審議会の改善についての答申の線に従えば、中学校に見られる程度の「ゆとり」の時間は確保できないが、教科としての単位数は現行どおりとなるので、従来よりは教科以外の教育活動にゆとりをもつことができる。

内容の精選という点では、現行までの総花的なものから脱却して、各学校における創意を生かし、それぞれの地域や学校、そして生徒の実態に即して適切に行われるよう弾力化が図られている。

小学校では、「運動に親しませる」こと、中学校では、「運動に親しむ習慣を育てる」ことを経て、高等学校では、「生徒の程度に応じて、運動についての理解と合理的な実践」という目標のもとに、現在はいうまでもなく将来の生活において、日常、適切な体育的活動が実践されるよう配慮されている。高等学校の低学年では前述のように小・中の段階と併せて基礎的・基本的な内容を共通に履修することになるが、その後は生涯教育につながるよう個人の能力・適性等に応じた多様な内容がそれぞれの地域、学校の実情を考慮に入れて用意されることになる。

現行の指導要領でも、総則において、道徳教育と並んで体育に関する指導については、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうことが示されているが、教科以外の教育活動の計画にゆとりができる新指導要領では一層この面を活用して、学校生活を充実したものにすることが必要である。

已に告示されている中学校の新指導要領では、総則第3において、現行より一步進んで「日常生活における体育的活動の実践が促されるよう配慮しなければならない」ことが加えられている。これをうけて高等学校でもこの点は強調されることになると思われるが、生活を健康で安全なものにするだけでなく、明るく豊かなものにする能力や態度を育てることが配慮されなければならない。

教育課程の基準の改善についての答申では、高等学校における各教科以外の教育活動の基本的な性格は、現行どおりとするが、「その活動については学校の創意を生かして一層の充実が図られるようとする」ことが望まれている。中学校の新指導要領でも、特別活動の目標や内容については現行のそれと基本的には変りないが、学校行事について「適宜行なうもの」となっていたものが、「六つの内容について、いずれも何らかの行事を1以上取り上げること」や体育的行事については、「体力の向上」について明確に示されている。従って高等学校においても学校行事を一層充実することが図られることになろう。

以上、教育課程審議会の「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」の答申をふまえて作成された小学校及び中学校の新指導要領と目下検討されている高等学校の新指導要領の体育科に關係したものを、「ゆとり」と「充実」という点について基本的な考え方をとりあげ

たか、具体的にはどのように展開されるかについて私見を述べてみたい。

まず第一に、科目としての体育における「ゆとり」と「充実」についてとりあげ、ついで教科以外の教育活動において考えられるものについて検討してみたい。

科目として体育の単位数については、すでに述べたように現行と変りないが、内容の取り扱いについて大きな改定が行われ、それによって指導者及び生徒にとって現在よりは「ゆとり」を感じることができ、また充実という点からも一層の成果を期待することができる。

現行では共通必修として、A(体操), B(器械運動), C(陸上競技), D(水泳), H(体育理論)については、それぞれの内容をすべて取り扱うものとするとなっている。そして内容に割り当てる授業時数は、全学年を通しての割合が標準と示されている。A, B, C, Dの共通必修については30~40パーセント、Hは10パーセントとなっている。新指導要領については、内容の精選という立場からと中学校との関連から、A(体操), B(個人的スポーツ), C(集団的スポーツ), D(格技), E(ダンス), F(体育理論)という内容に分けられることになると思われる。また、共通としてすべての生徒に取り扱われるのは、A及びFの2つにしばられ、しかも前述のように第1学年において取り扱われることになろう。Fについては現行と同様に10パーセント程度が考えられている。B(これには、ア, イ, ウとして器械運動、陸上競技、水泳が考えられている), C, D, Eについては、第1学年と第2学年以上の学年とに分けて、それぞれ選択する運動種目の数が示されることになろう。Cの集団的スポーツについては、アとしてバスケットボールとハンドボール、イとしてバレーボール、ウとしてサッカーとラグビーがあげられている。Dの格技はアとして柔道、イとして剣道、Eのダンスでは、一応創作ダンスがとりあげられている。なお学校や地域の実態を考慮して、ソフトボール、相撲、弓道、レスリング、なぎなた、テニス、卓球、バドミントンなどのなかからも選択して取り扱う余地も考えられている。特に積雪地、寒冷地などにおいては、各学年を通じてスキーまたはスケートを加えて取り扱うことができるものとして地域の実態に応じ、生涯スポーツにつながるもののが考えられている。

注目されるのは、共通必修の割合が削減され、選択される内容の種目が生徒の能力や適性等に応じて多様に用意されており、また生徒が選んだものを徹底して経験することができるという弾力性に富んだ取り扱いが可能となることである。これによって、生徒にとっては今までのようこま切れ的な学習の寄せあつめではなく、一生親しむことのできる種目をいくつか身につけることができるようになろう。

体育科に限らず、各教科は与えられる授業時間だけでその指導の成果を期待できないことはいうまでもないが、総則で特にとり上げられているように体育に関する指導については、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうことが考えられなければならない。すでに述べたように、教科以外の教育活動において計画的に指導することにより充実を図ることが肝要である。

第一に考慮しなければならないものは学校行事としての体育的行事である。地域や学校の実情に応じ、またその他の学校行事、生徒会活動およびクラブ活動とも関連させて、シーズンなどの条件

も加えて効果的に計画され、生徒にとって楽しい憶い出となるとともに体育的にも充分な成果のあがるものとしなければならない。儀式的な行事と並んで生徒たちにとって、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけになるものになることが必要である。そのためには、年間を通して、また入学から卒業までの在学期間を通してつながりのある競争的な校内競技等の計画が考えられなければならない。

イートンやハローなどイングリッシュ・パブリック・スクールでのスポーツ教育は、教科としての体育をもたないにも拘らず、その成果は現在のわれわれが目指す体育科の目標を実現していた好例と思われる。私事に亘って恐縮であるが、筆者の旧制中学校生徒としての5年間の体験で最も印象に深く、同窓会などで話題となるのは、入学から卒業まで所属した団員として参加した校内競技のひとつである団別競技である。上級生の指導によって夢中に参加した下級生時代、下級生をリードして精一杯努力した上級生時代のどれをとってもいまだに生々しい憶い出となって浮んでくるだけでなく、学校生活に有意義な折り目をつけたものとなり、常に若人らしい清新な気分で登校する動機づけの大きな要因であったと思っている。

学校行事としての体育的行事は、計画、運営の如何によっては、道徳教育においても大きな成果をもたらすことができる。「ウォーターローの戦いは、イートンの運動場で勝ち得た」といわれているウェリントンの言よりは、多くのジェントルマンを生み出している事実に着目したい。近代オリンピックを再興させたクーベルタンを発奮させたのは、正にイングリッシュ・パブリック・スクールのスポーツ教育であり、「個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる」人間を育成するために最も効果なものとして受けとられたからである。

また、体育的行事の効果的な実践を通して、学校の教育方針についての理解を深めるとともに、愛校心を育て、望ましい校風の形成に役立たせることもできるので、今回の「ゆとり」から生じた時間を適切に活用するよう、学校の創意と教育的識見を生かし、生徒の自主的・実践的な活動と相俟って充実した学校生活を築くよう教師と生徒の協力が望まれる。

現在の学校教育の期するものは、平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健全な国民の育成であり、体育科は他の諸教科と並んで教科として、また教科以外の教育活動とも関連して重要な位置を占めている。特に現在の生活様式から生ずる運動不足による体力の低下に対する対策としての健康や体力の向上に貢献するだけでなく、人間性豊かな生徒の育成という点で、他教科と並んで果すべき重要な責任を受けもっている。この基本方針から離れることなく充実した学校生活を経験させ、生涯教育につながるものを期待して新指導要領は検討されている。現行よりは、はるかに内容もボリュームも削減されたこの新指導要領を活かすのは現場の教師の創意と熱意である。

小学校体育の現状と対策

高知市立新堀小学校

加 地 嘉 隆

1 現 状

1) 児 童

体格と運動能力での停滞化、体力の低下気味現象が目につくようである。

体力面では、背筋力、立位体前屈、伏臥上体そらし、反覆横とびが劣っている。

運動能力面では、連続さか上りが劣っている。

このような傾向の要因としては次のようなことが考えられる。

① ひずみの社会的要因

○人口の集中化

○核家族化

○高学歴社会

○マスコミ(TV)

○商業主義の介入

○管理性の強化

身体活動の減少
ヨコの人間関係の欠陥
知育偏重、通塾
遊び時間不足
遊びへの大人の介入等

② 心のひずみ

考え方や行動が自己中心的になり連帯感が欠除し他人に迷惑をかけても反省しない面がでている。

③ 体のひずみ

肥満児の増加、体力の低下、力いっぱいの活動不足、半健康児の増加など、体の丸太化、手

の虫歯が進行している。

④ 体位の伸びなやみ

全国平均と比較すれば、男女ともにやや劣る傾向がある。それも、5年前と比べると伸びていると言うよりも停滞化しているようである。

2) 教 師

主知主義の流れのため体育軽視の風潮がみられる。ドッジボール、ソフトボールのみで終始する授業が多く、子どもに適した内容を与えていることが少ない。

教師の老令化・女性化によりますます停滞化する様相がみられる。実技を子どもと共にする教師が少なくなっている。また、研修会への参加がとても少ない。校内で一部の先生にしづ寄せがいっている。

3) 教 材

内容が多すぎて一つの技能を十分にマスターできない。

系統や段階があいまいで、また、それを知らないためにポイントをついた指導が不十分である。

雨のために、また他教科、行事等からのしづよせのために時間確保ができていない。

低学年の内容が十分消化されていない。発達に適した教材の精選が必要である。

4) 環 境

整備してきたようだが、小規模校ではまだ不十分である。指導に活用される用具の工夫がなされていない。

運動場の整備が不完全である。雨の多い本県では、雨があがったらすぐ使用できるような施設がほしい。雨のたびに2日も3日も使用できない運動場が多い。また、現在の子どもの運動・スポーツ生活からみればせまい。

以上のことからが現状の主なるものである。問題点ととらえることができる。

2 対 策

1) 児 童

体の丸太化、手の虫歯、運動ぎらいをなくし積極的に健康増進・体力増強にとり組むことが望まれる。

まず、時間的なゆとり、バランスのとれた生活が大切である。現状では通塾、テレビなどの悪い条件のため、なかなかすぐに解決はできないが、父兄への説得により何とかしなくてはならない。東京について第二位の通塾率を示していることの対策を考えなくてはならない。

次に、子どもが力いっぱい楽しくできる。運動の喜びを持つようにしなくてはならない。全校体育、クラスマッチ、教科体育の充実など学校の事情で十分に創意工夫すべきであろう。例えば、月1回、体育行事をする、自己診断ができるカードを活用するなどいろいろ考えられる。

このようにして、身体活動（運動の楽しさ）へのムードづくりが大切である。

2) 教 師

老令化・女性化の欠陥を除くために学校ぐるみで「健康・体力の大切さ」を考え、さあ！やろうというムードでやる気、若さを導入すべきである。子どもたちが望んでいる先生への希望、授業への期待として次のようなことがクローズアップされている。

- 形式的な授業でなく、子どもの中に入り楽しくプレイする先生
 - ほんとの意味の体育
 - 広く、あさい体育の授業
 - ただ教えるのではなく、楽しさのある授業
 - できるようになる授業、だれでも努力すればそれだけ成果があがる授業
 - 体育の時間が多めの先生
 - 運動した喜びのある授業
 - 努力を正しく評価する授業
 - ひとりひとりの能力に応じた授業
 - 技能の苦手な者、劣っている者を救う授業
 - 運動好きにする授業
- いろいろあって整理していないけれども考えなくてはならない内容があげられている。

3) 教 材

新しい指導要領で教材の精選が為されすっきりしてきたようであるが、運動の特性に応じねらいを明確化したとは言え、また不明確であるように思われる。

力いっぱい活動し楽しく運動することの中味

が具体的でない。基本の運動にとび箱遊びの例示がある。技能の追求でなしに楽しく運動させよい動きを学習させたらよい。この内容をどうとらえたらよいだろうか。また、中学年への発展を考えた場合、よい動きの具体的なステップの例示がない場合、多くの先生が困ってしまうであろう。安全ともからんでよりひっこんでしまう怖れもある。

4) 環 境

各校で創意工夫する面も大切であるが、行政サイドから研究センターの設置や施設に対する抜本的施策も望まれる。

3 小体連としてのとり組み

現代社会のひずみをふまえた体育のテーマを特に一学級経営を生かしてーという面からとり組み体育の生活化、より楽しい体育を進めようと考えている。

1) 学級経営の方針(主題へのせまり方)

- 教科体育の充実をはかる

- 学級指導の徹底・発展をはかる
- 集団行動の定着化をはかる
- 自主性を生かす
- 集団づくりを進める
- 体育の場を拡大する
- 自己診断を活用していく

2) 授業への追求

- 喜びを持つ授業(運動欲求の充足)
 - 技能の向上をはかる授業(できた・わかる)
 - 助け合いの授業(集団づくり、心情の実視)
 - 工夫する授業(創造・発見の喜び)
- 低学年では 生き生きと楽しく運動する
中 // 助け合い力いっぱい運動する
高 // 教え合い正しく運動する

上記のようなとり組みで、すこしでも現状を一步でも二歩でも脱皮し、健全な身体、健全な心の育成をはかろうとしている。教育としての体育の意義をみんなの先生・父兄に認識していただけるよう努力している。

本県における小学校体育の現状と問題点

茨城県教育庁体育課指導主事

大津 昭

① はじめに

本県の学校体育の課題は、児童・生徒の体力・運動能力の向上と体育・スポーツ活動の生活化を図ることである。とりわけ小学校においては、その基盤づくりの重要な時期と考え、日常の体育指導はもちろん社会体育面への積極的な参加を指導し、生涯体育への指向を強化することを図っている現況である。

② 本県教育目標の具現化を図る学校体育の課題

- (1) ひとりひとりの能力を開発し、豊かな人間性をつちかう。
- (2) じょうぶな身体をつくり、たくましい心を養う。
- (3) 郷土を愛し、協力し合う心を育てる。

以上の3つの柱（長期的な目標）の具現化を図るため、特に、(2)については、中期的な目標として、① 知徳体の調和ある人間形成を目指す教育を進める。② 主体性の確立を目指す教育を進める。

更に、短期的な目標として、学校体育の直接の課題である体力・運動能力の向上と体育の生活化を図ることが重要な施策として推進してい

る。

③ 課題解明に対する施策

- (1) 学習指導の効率化を図り、体力・運動能力の向上を図る。

ア. 学校体育研究学校の指定

現在、小学校においては、三年間の研究期間で、一年次2校、二年次2校、三年次（今年度完結発表）2校、計6校の県指定の研究校が、それぞれのテーマに迫るために実践研究を推進している。そのため、研究校はもちろん、周辺の学校の体育指導の研究の核となり、小学校における体育指導の課題解明に当たっており、大きな成果を収めている。

特に、現代は体育への関心が高まり、研究も拡大し深化が進み、学校体育の発展充実を図るために、それをとりまく社会体育への理解と積極的な参加を十分に配慮することが重要なカギとなっており、その面の追求が今後の課題であろう。

1. 体育研修講座の開催

小学校男子教員、女子教員を対象に体育

研修講座を前期1泊2日、中期1日、後期2泊3日の日程で開催している。

前期は日常指導に当たっての悩みや問題点を各自提案し、班ごとに後期に発表し合う実践研究の共通テーマを設定する。

また、講師の講話により、指導に関する問題点なども解明が図られる。

中期は、夏季休業中に行われ、実践研究の中間まとめと研究の方向の確認や軌道の修正をする機会としている。

後期は、各自研究を発表し合い、班における優秀研究者を決め、全体会において発表し、協議及び質疑応答により研究の深化を図る。

また、講師から指導講評があり、今後の実践研究の指示がある。

研修講座開催して三年目であるが、県内各地から選ばれた中堅教師各50人が宿泊を共にして、指導理論・実践方法についての研究や実技研修をとおして、日常の体育指導上の悩みや問題点の解明に大きな成果を収めている。

ウ. 小学校女子教員体育実技講習会の開催

40才以上の女子教育を対象に県内5地区（教宿事務所単位）において、各運動領域の実技と指導法について講習会を実施し、指導の「コツ」や「目」を養成している。

本県も女子教員が過半数（51.6%）を占め更に高年齢化してきているので、小学校児童の発育・発達と指導の重要性に適切に対処するため実施しているが非常に好評である。

エ. 組織活動を通した実践研究の推進

県教育会の研究組織に保健体育研究部が設けられており、各都市別に研究支部がある。それらの研究組織と行政的な見地から体育指導上の問題点を究明し、その解決策を検討し解明している。

特に、本年度は、陸上運動における、走力（短距離走、持久走）の向上を図る指導法の研究に重点をおき、本年度2月に研究集会を開催することになっている。

ただ、隔年ごとと1日だけの研究協議のため、研究意欲からはやや形成的な行事となりかねないが、今後、自主的研究を含めた体育指導上の問題点の解明のため指導の強化を図っていきたい。

(2) 体育・スポーツ活動の定着化を進め、生活化を図る。

ア. 体力づくり推進校の指定

小学校3校を体力づくり推進校に指定している。研究内容は、特別活動、業間体育の効果的な指導、施設・用具づくり、地域ぐるみの体力づくり行事の開催の方法の研究などに取り組んでいるが、やはり、体育活動時間の生み出し方や共通理解のはかり方、特に、地域ぐるみで研究している学校は、趣旨徹底をはかるための活動に十分な創意工夫が図られている。

しかし、今後、学校体育の生活化を定着させるためには、地域ぐるみの体育活動に対する意識の高揚を図り実践化の手立てを考えることが効果的であると考える。

イ. 茨城県体力章の交付

スポーツテストは毎年4月～5月中に実施しているが、その実施率は100%を示している。

その結果の1級から3級までの合格者全員に合格証とバッジを交付し児童・生徒の積極的な体育・スポーツ活動を推奨し、体力つくり活動の定着化を推進している。

そのため、体力の向上と体育の生活化が

着実に現われ、交付状況も伸びを示している。

◎ おわりに

以上、本県の小学校の体育指導について行政的見地からの一端を述べてきたが、今後更に、教育現場との緊密な研究体制のもとに、課題の解明のために努力していきたい。

学校における保健体育研究の現状と問題点

愛媛県中学校体育連盟会長

(愛媛県教育研究協議会保健体育委員長)

岡 部 典 民

愛媛県の中学校体育連盟は、都市総体や新人ブロック体育大会・県中学総合体育大会・四国中学総合体育大会の企画・運営や参加を通じて、たくましい体力・精神力・競技力の向上事業を推進し、それなりの実績と歴史を積み、今年29回を終えたばかりである。兼ねて保体研究発表会や毎年発行の愛媛の中体連誌の発行に相当な精力を注ぎ、それなりの研究推進に寄与してきた。

しかし17年前に教員の自主的研究団体「愛媛県教育研究協議会（愛教研と略称）」が結成され、年毎に研究組織や活動が整備充実して今日に到っている。保体研究もその一環として研究を推進してきた。愛媛の研究の現状は、この愛教研の活動をはなれて論することはできない。ここでは、愛教研の保健体育委員会の研究の現状と問題点に焦点をあてて観ることとする。

1 愛教研の研究活動の構想

愛教研では、時代的要請を予見して、昭和47年ごろから「豊かな人間性を育てる教育」を研究目標として、その実践的研究に取り組んできた。

昭和49年度からは、研究方法や研究会の持ち方を抜本的に改善して、教科等のわくにとらわれな

い総合的な実践的研究主題を設定し、学校群による共同研究方式によって組織的に取り組み、その深化と充実に努めてきた。その概況を構造的に示すと次（次頁の図）の通りである。

2 研究構想の概況

それぞれの学校は、Bの研究課題の一を自主的に選定し学校課題とし、各教師はCの分野からBの課題を追求して、Aの研究主題に迫ろうとするものである。こうして教科等との一体化を図り、全校体制のもとで実践に根づくような具体的な研究とする。五教育事務所単位に四の研究学校群を構成し、それぞれ一の研究中心校が指定され、11月には、中心校に研究を持ち寄り研究の成果を発表し、研究が集約され、次年度の課題につながるのである。

愛教研には、都市・県ともにCに示した教科等の研究委員会が構成され、委員長・副委員長を通じて、問題の吸い上げや研究の集約・普及がされる。

3 保健体育の研究実践の現状

保健体育の研究は主としてBの2「たくましい

A	B 実践研究課題	C 研究分野 (研究委員会)
豊かな人間性を育てる教育	1. 自ら学ぶ力を育てる教育	1. 国語 2. 社会 3. 数学 4. 理科 5. 音楽 6. 美術 7. 保健体育 8. 技能家 9. 英語
	2. たくましい実践力を育てる教育	10. 道徳 11. 特活 12. 学校図書館 13. 視聴覚 14. 統計 15. 特殊教育 16. 学校保健 17. 生徒指導 18. 同和教育
	3. 豊かな情操を育てる教育	19. 進路指導 20. へき地教育 21. 学校事務
	4. 連帯感を育てる教育	

「実践力を育てる」ことを探求する。肉体的にも精神的にも集中力や継続力・根気力・意志力を啓発し、積極的に困難に耐えて生きぬく気力や体力・技能能力向上のあり方を究明する一翼を担っている。これを追求する過程において自然、自ら学ぶ力や連帯感の課題とも関連があり、人間性向上に役立つもので、研究の深化は同時に研究の拡充と交流を積極的に行う必要が生じる訳である。

〈保健体育の実践研究目標〉

たくましい実践力を育てることを指向し、保体委員会では、各学校・都市の研究目標を吸い上げ、集約して、その研究の推進を図っている。

○昭和51年度の研究目標

○小学校

運動領域の学習効果を高めるための学習の評価はどのようにすればよいか。

体操またはボール運動を取りあげ、評価のあり方とその生かし方を実践的に研究する。

○中学校

(体育) 運動領域の学習指導の効果を高めるため、態度や知的内容をどのように指導すればよいか。

器械運動・ダンスを取りあげ具体的に研究する。

(保健) 「環境衛生」の効果的な指導はどのよう

にすればよいか。

単元計画や指導内容を検討するとともに実験実習項目の取り扱いについても研究する。

◎昭和52年度の研究目標

○小学校

① 各種運動の基礎的運動能力を高めるため、個人を大切にした、グループ学習のあり方を研究する。

② 新教育課程―学習指導要領の改訂とともに内容とその取り扱い、移行措置要領のあり方を研究する。(小中共通)

○中学校

ひとりひとりの基本的運動能力を養うための効果的な学習形態ならびに方法について、具体的に研究する。

以上の目標に向かって研究した結果は、毎年教育事務所単位の研究中心校に持ち寄り、その代表的研究は都市の教科等の委員長によって吸い上げられ、毎年「保健体育研究資料」として編集発行して、今年度は第9集を明春1月編集し、700部を発行し、3月には全小中学校に配本を完了する。

4. 研究は永遠の課題

研究は地味ではあるが、それなりの成果を挙げてきたが、なお問題や悩みは尽きない。

(1) 研究に系統性がなく、深まりや継続的累積が困難である。

- 研究課題を毎年各都市から吸い上げて集約をしたり、その年毎の社会の要請に応じなければならない。
- 研究中心校や研究者が毎年変わったり、研究期間が短時日であることから、の結果である。

(2) たくましい実践力を育てる理念追求の全校テーマにつながるので、研究の巾が広くなり、保

体そのものを全校体制で探究することが不足する。

(3) 県内レベルでは、それなりの成果・実績をあげていると自負しているが、全国的に広い視野からながめた場合、研究課題やレベル、研究実績が井の中の蛙になってはいないか。全国的批判に耐え得るものであるか、どうか。この点を吾々は常に自戒しなければならない。今回、中体連が、小体連、高体連と歩調を一にして、学体連に加盟したのも、この意図を達する願いからであり、学体連の研究活動に期待するものは大きい。

高等学校の学校体育研究の現状と問題点 (高知県)

高知学芸高等学校

森 岡 幸 雄

どこの県においても小学校から大学に至るまで活発な研究活動が続けられている今日であるが、本県にもいくつかの研究グループがあり、それらを紹介しながら実状を知って頂きたいと思います。中でも全国組織をもつ学校体育保健研究連合会(学体研)が昭和36年組織されて以来17年間研究を続けている。この学体研は校種別に分かれているが、本県では更にブロックに分かれ、高等学校では5ブロック(幡多、高吾、高知、香長、安芸)があり、順番に研究会を開催し、研究テーマ等については、授業研究と理論研究の面で、各ブロック毎の独自のテーマや県或いは全国学体研のテーマにそった研究など、毎年11月頃開催し多大の成果を収めている。次に高校保健体育研究連合会(保体研)という研究組織もあり、これも組織化されてかなりの年月がたっている。現在では学体研と同じように県下5ブロックで毎年交代で理論研究を中心に、高体連研究部と共に研究発表を行っている。全国高体連の研究テーマにそったものや、各地区独自の保健・体育に関するテーマで毎年2月頃に開催されている。第3の研究グループは女子体育連盟のメンバーによる研究であるが、このグループは上記の組織のような

研究グループの色彩は薄く、定期的な研究発表会は開催されていないようだが、独自な方法でこつこつと研究を続けているようである。その他2~3の研究グループがあるようだが、いずれも組織だった活動しているものはないようである。ここで最近取り上げられてきた研究テーマを参考に記載してみると、例えば「個人および集団の目標を達成させる喜びのある授業研究」「生涯体育における学校体育の在り方」「現場実践を通した科学的指導法」「よりよい指導の為の評価」「体力診断と運動能力」「球技の効果的授業を求めて」「持久走の指導」「保健学習の実態と問題点」等が上げられるが、現在は、52年度の全国共通問題にも取り組んでいるが、特に最近本県で研究活動の気運が盛り上がりつつあるのは何といっても学体研の研究活動であろう。小、中、高の中でも今まで一番おくれをとっていたのが高等学校の研究体制であって、何とかまがりなりにも体裁をととのえてきたもので、一部の人々の研究に依存しなければならなかった。しかし今年からは、高等学校も研究体制の立て直しを高校保体研から始め、学体研への組織作りへと足並をそろえてきた。これから研究については、学体研も4ヶ年計画

で学校体育・保健の諸問題に対し継続的に調査研究をする体制をととのえつつあり、高校保体研の研究組織もそれは多少なりとも歩調を合わせる面も出てくるだろう。殊に本県では県民総スポーツを目指す「スポーツ県宣言」をし、生涯スポーツの基礎としての学校体育のあり方の検討をせまられている。今までのことについての反省は色々とあるだろうが、これを契機に我々体育教師がやらなければならぬ課題がここに大きく浮かび上がってきたわけである。しかしこれらの研究を推進していくにも、なかなかむずかしい問題が山積している。今までの反省に立ってこれから問題点を少しあげてみたいと思う。今まで話してきた研究体制の中で高等学校が、研究活動を継続的に、しかも活発に十分効果の上がる活動が出来てこなかったのは、研究会の名前はあっても活動できるメンバーが非常に少ない為に、一部の人々の負担で何とか続けてきた状態、従って研究会毎に同じ人達に迷惑がかかり、内容の充実、継続的研究が十分にできなかった。その裏には色々な要素が原

因しているだろうが、何といっても、我々体育教師の研究に対する熱意と積極的な姿勢が必要であることは言うまでもないことである。そしてその研究に対する調査研究に要する時間的余裕が必要となる。現状では、現場はあまりにも雑用が多く多忙すぎる。又調査研究に要する経済的援助も全くことのできない要素であり、この点も今まで皆無といってよいくらい。その他現場の他の教職員の協力と理解がこれ又必要である。このような点が解決されない限り研究活動は、いつまでたっても低迷するばかりであろう。これは非常にむずかしい面もあるだろうが、小、中、高が一体となってこういった研究会を盛り上げ、関係機関に援助・協力を求めることにより、一歩でも前進するよう努力せねばならない。今年からは多少なりともそのきざしが見え始めたのは、我々関係者にとって喜ばしいことである。

以上、粗末な現状報告で物足りない点が非常に多く、不十分な点御了承をお願いする次第です。

山梨県学校体育研究の実状と課題

山梨県学校体育研究連合会長

小林勝意

教育課程の改善に関する最終答申で「人間性豊かな生徒を育てる」ことが基本的な方向として強調されています。このことは知的偏重が指摘される教育の現状にあって重要な視点であります。豊かな人間性の育成は健康な心と健全な身体とが基盤となっており、従って保健体育の果すべき責務は誠に重大といわなければなりません。本県では学校体育の研究について地道な活動を積み重ねておますがその実状と今後のあり方についてその概要を述べることにいたします。

時代の変化と共に新しい考え方、新しい見方、新しい事態へと次から次へと問題が投げかけられて参りますので、私達はそれぞれの事態に対処すべく、そしてまた、未来を建設すべく在来の研究のあり方を検討し研究団体の統一を進めてまいりました。従来は小中学校の研究の進め方は小中学校体育連盟の調査研究部が中心となり、各都市ごとの地域性により研究を押し進め、年に一度県の学校体育研究大会の折にその成果を発表してきました。従って、県全体の小中学校保健体育研究会というような組織はないであります。しかし高校においては県全体の高校保健体育研究会があり、学校体育全般の研究団体として活発な活動を

展開しているであります。小中学校は小中学校体育連盟が主体であり高校では高校保健体育研究会が主体となっているので大変に体質が違っているであります。このような状態で多年にわたり学校体育の研究は小中高の一貫性がなく、十分な研究態勢がとれなかつたのであります。ここにおいて昭和51年度小中高一本化した研究団体として山梨県学校体育研究連合会なるものを発足させ、日本学校体育研究連合会に加盟したのであります。今迄小中高校の教師を対象として開催されていた県教委主催の学校体育研究大会を本年度からは県学校体育研究連合会と県教委の共催のかたちで実施する予定であります。

さて組織面におけるこのような新しい方向を背景としてどのような研究を今後進めていくかと申しますと、小中高校ともブロック制研究には従前通り意を用い、強力に進めていくことにしています。なおそれぞれの地域においては県教委の指定した研究指定校としての実験学校が大きな役割を果たしております。現在ブロックごとに研究のテーマを設定し、県全体の協議会においてそれを提案し、それを全体会で協議し決定する方針をとっております。テーマは小中学校と高等学校別々に

設定し、分科会に分かれて研究を進めております。本年度は、小中高校が学校種別に分かれて研究を進める方式に改め、テーマごとの分科会構成により小中高校が一同に会してそれぞれの立場で発言し研究を進めることにいたしました。この方式を採用したのは、県学校体育研究連合会の発足が大きな原因となっていることは申すまでもありません。このことによって、小中高校一貫性の立場と、小中高校教師の人間関係の醸成に役立つものと考えております。又若い力と実行力が十分に發揮されるよう研究会の役員のあり方にもより新しいものを盛り込むよう努力しております。研究の方針として、マンネリ化から脱却するため、今迄の研究態勢と研究方法などに検討を加え、新しい企画をうち立てたいと考えております。現在組織面での強化により指導者の資質の向上を図りたいと目下県の教育センター内に学校体育の研究室を設置し、研究ならびに研修担当の指導主事を配置するよう県教委に積極的に働きかけているところであります。これが実現すれば体育研究の科学化が一段と進展するものと思います。現在児童生徒の多様化に対応して体育教育においても指導の個別化を追求するよう努力しておりますが、各種の運動を適切に行ない、自己の体力に応じた合理的な練習方法を進めるよう研究を進めております。又これらの目標を達成するために児童生徒の実態を把握し、より適切な運動効果をあげるよう連合会として努力しております。今までに学校体育研究の内容として取りあげたものは次の通りであります。体操の効果的指導はどのようにしたらよいか、体力の向上をふまたえた体育指導の研究、体力づくりに主体的にとりくむ生徒の指導、視聴覚機

器を使っての体育授業、ひとりひとりの子供を伸ばす身体づくり、基礎的運動能力の向上について、気力・体力を育てる体育活動、からだづくりの基本的な問題、陸上競技（持続走）の学習指導、各運動領域の到達基準の設定と学習指導、体育学習における評価と活用、発達段階に即した運動技能の向上について、体育の用具についていかに工夫・活用したらよいか、技能を高めるための学習過程の研究、新指導要領にともなう体育指導計画、等が学校体育研究の対象となりました。私達はこれらの研究をふまえて、さらにその上に新しい問題をとらえて今後研究を進めていきたいと思っています。現在取り上げている課題は必修クラブ活動の問題ですが、その現状分析と考察について若干触れてみることにいたします。昭和47年度に実施されて以来、曲りなりにも一応軌道に乗り、その活動状況もやや成果があがったものと信じています。生徒達にとっても必修クラブ活動が設けられたことは彼等の学校生活の中で大きな意義をもつものとなりつつあることがうかがえます。しかしながら現状は決して満足するような実態ではありません。現在幾多の問題点、反省点を抱えながら実施しているというのが事実であります。そのおもなものをあげてみると、まず施設・設備の不足であります。このことは不活発な生徒を生み出す原因の一つと考えられます。体育的クラブでの体育館やグラウンドのスペース不足は各クラブに対する適切な割振りに支障をきたしております。更には視聴覚機器や資料などの不足をあげることができます。これらの充実と適切なゆずり合いなどは今後工夫し促進していくかなければならない問題だといえます。次にはクラブ担任教師

①持ち時間、専門性の問題であります。1人当たり
②持ち時間の問題は県教委との交渉の問題であり、
専門性については必要とするクラブ担当者の配慮
があまりうまくいっていないのが実状であります。
生徒の要望と教師の専門性はかなりの開きがあり
どうしても教師の専門性の方に生徒を位置づける
という、全く教育上逆の立場で実施されている問
題は今後特に考えていかなければならない点であ
ります。指導計画、活動計画などについては、年
々修正が加えられ充実したものとなってきており
ますが、全クラ委員会の中に組織的な検討委員会
を併置して、生徒も加えて研究して行く必要があります。なお活動不参加（見学者、不活発者）の
生徒に対する取り扱いについては指導の点で欠け
ているところがあるように思います。クラブ担任
教師と学級担任教師間の密接な連絡、あるいは該
当生徒と膝を交えての話し合い等個人的指導の可
能な仕組みや、教師の熱意などを反省し工夫して
行く必要を痛感いたします。残された重要なもの
として評価の問題と用具管理の問題などをあげる
ことができます。

以上、本県の学校体育研究の研究内容と現在の
問題として検討をしている課題についてその一端
に触れたのでありますが、私は最後に残念ながら
次のことに思い悩んでいます。それは、「教師は
果たして真剣に取り組んでいるだろうか」という
疑問であります。結果としてすべての教師が学校
体育研究に全力投球しているとは思えないであ
ります。このことは全国の体育指導者の皆さん方
にも謙虚に考えていただきたいと思います。本県
の場合など他教科の全県的な研究会を見ますと体
育館や講堂などの研究会場が満席の盛会であるに

もかかわらず、学校体育研究会の席はとても体育
館や講堂などを会場にできないさびしさであります。参加の意欲のなさは全く驚く程であります。
教育の中における体育科教育の重要性を認識し、
人間の魂の教育に最も大切なかわり合いを持つ
我々体育人は自信と誇りを持って教育界で活動し
なくてはなりません。体育人は案外孤独で淋しが
りやで、協調性に欠けている人間が多いのではないか
でしょうか。人間陶冶の場として体育を考える
時、私は現行の時間数ではとても満足できません。
日本民族の発展のためにも体育科教育を一層重視
すべきだと思います。生徒の思考と行動を厳しく
体育の場で鍛え、それを十分に引き伸ばすことが
眞の教育であると考えています。体育の教師は平
素から生徒との接触を一層密にし、好ましい人間
関係を育てるよう努力すると共に、適切な指導の
下に、生徒が自発的・自動的な活動ができるよう
努力すべきであります。私は声を大にして本県の
体育人をはじめ、全国の学校体育指導者の皆さん
に自信と誇りとをもっていただきたいと念願しま
す。体育に理想を求め、生き甲斐をもって前進し
てください。体育の世界こそ若い魂に発らつたる
生命力を吹きこむことができるのです。そして私
達は燃ゆる情熱をもってこの問題解決に挑戦しな
ければなりません。児童・生徒には想像以上に素
晴らしい可能性が秘められているのです。この可
能性を開発するために不屈の努力と精進とを重ね
ましょう。学校体育の究の本県の実状と今後の課
題について概要を述べたのでありますが、私達は
様々の悩みや苦しみを克服しながらあらゆる試練
に耐え、自信と誇りを持って進むことあります。

（次頁の下段につづく）

東京都における中学校保健体育の 現状と問題点

三鷹市立第六中学校

関 口 賢一郎

新制中学校が誕生して30年になる。東京都における保健体育の発展の経緯を考えるとき、東京都中学校体育連盟（中体連）と東京都公立中学校保健体育科研究会（中体研）との係合いで発展してきたことを忘れてはならないであろう。

1 中体連のこと

都中体連の創立は昭和22年の11月であった。当時の社会情勢は戦後の混乱の渦中にあって青少年は進むべき方向を見失い、放縱となり、憂うべき状態であった。この時にあたって「体育活動による青少年の健全なる育成」を目標に都中体連が結成された。

結成方針の一つは保健体育の研究活動であった

が創立から暫くは組織も未発達の状態であって主なる活動は生徒の対外試合等の開催による競技活動であった。

29年に関東中体連協議会が結成され、31年の11月にその第1回の研究協議会が開催されるに及んで研究活動は軌道に乗ることになる。

以後、関東中体連の中核として都中体連の責務は大になり、関東中体連保健体育研究協議会との係合いで都中体連の研究活動が発展してきた一面があることは否定できない事実であろう。

第2章 目的及び事業

第3条 この連盟は中学校体育の研究、指導と体育運動の振興を図るを目的とする。

(前頁よりつづく)

そこに高い理念と永遠の希望があり、教育発展の道があり、体育人の人生があるのです。

以上意をつくしませんが、いささか私の見解を述べ、私達が研究の対象としている諸科学、特に

体育科学に対して強い自覚と意欲をもってとりくむことを希う次第であります。今後とも互いに励ましあって、研鑽の道を歩まれることを心から希望いたします。

第4条 前条の目的を達成するため次の事業

をおこなう。

1. 中学校体育の研究と指導
2. 生徒ならびに職員の運動競技会の開催
3. 中学生の体力の増進
4. 体育に必要な物資の調査研究
5. その他この連盟の目的達成上必要な事項

の開催

3. 会報並びに研究誌の発行
4. その他本会の目的達成のために必要な事項

2 中体研のこと

37年に都中体連は組織の改善により研究部が位置づけられ、都中体連の主軸は競技活動と研究活動になった。

丁度この頃、都の補助金のことも絡んで私立校を含んでいたり、他教科の人も入っている中体連の組織や機構では不都合ということもあって公立中学校の保健体育科の教師を対象にした中体研が発足することになる。これは38年のことであった。

以来、東京都における保健体育の研究は中体連と中体研が一線を画し、向背の関係で推進されることになった。

第2条 本会は東京都における中学校の保健体育科の研究と振興をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するためつぎのことを行なう。

1. 調査、研究
2. 研究協議会、講演会及び講習会等

3 全国学校体育研究大会の開催と課題別研究会

暫く向背の関係で研究活動を行ってきた中体連と中体研であったが40年の後半より雪解けムードが出てきていた。

これを決定的にしたのは、たまたま中体連と中体研の両会長を同一の人が兼務する事態が生じたことと、50年の第14回全国学校体育研究大会の開催である。中学校部会は早くから研究体制を確立し、中体連と中体研が結束して長年にわたり研究実践を積み重ねてきた成果をもとに集約して5つの分科会を構成し、宿泊研究までして徹底的に実践をふまえた研究を深めた。

分科会の構成

第1分科会 教育機器の特性と活用

- 2 // 性に関する指導
- 3 // 体育指導の現代化
- 4 // 部活動の現状と今後の方策
- 5 // 総則第3体育の現状とその考察

以上、いずれも学校体育の今日的課題であり、この研究大会を通じて新しい体育指導のあり方を徹底的に追求することができた。

このように多大の成果を収めることができた第14回全国学校体育研究大会であったが何よりも中体連と中体研が合同研究組織を確立し、研究を推進してきたことが大きい。

これを契機に東京都における中学校体育の現場

の問題を掘りおこすため調査研究を盛り上げ、発展させることになった。

ここに課題別研究会を設置することが決まり、英知とエネルギーを継続させることになった。

○分科会の構成

- 第1分科会 指導内容の精選、集約
- 2 " 施設、教材教具の基準の検討
- 3 " 総則第3の体育
- 4 " 部活動

いずれも新学習指導要領が示す教育課程実施の際の課題を予想して先取り的に考察し、指向するものであった。

4. 研究協力校や研究奨励校等の研究発表

○研究協力校

学校体育の今日的課題をふまえて新しい体育指導のあり方を追求することを立て前として研究主題を設定し、本部との密接な連携のもとに実践研究を推進して研究発表する。

○研究奨励校

学校あるいは地域で研究主題を設定し、日常実践研究してきたものを研究発表する。

○研究発表

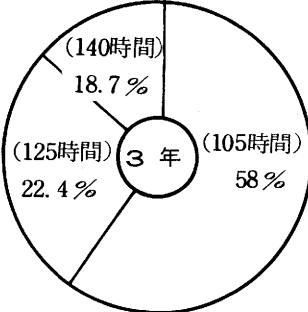
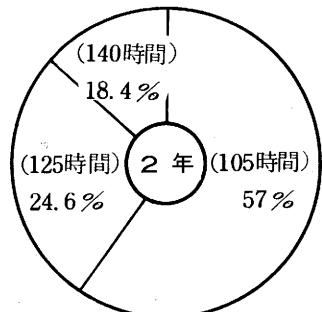
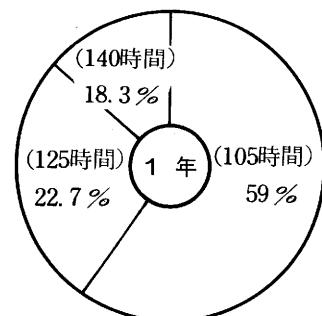
個人あるいはグループで研究主題を設定し、日常の地道な実践活動の成果を発表する。
以上の三つが東京都で年間通して行われる主な研究発表であり、中学校体育の研究と振興をはかることを考えると、それに臨む体制づくりを整理し、充実発展していくかなければならないと思う。

5. 現状をふまえた問題点

現行学習指導要領による教育課程は47年度よ

り実施されているわけであるがその中で特筆に倣するものは保健体育科の時間増のことと、総則第3体育の実施等のことであったと思う。

① 保健体育科の年間授業時数について



上の表は、48年度に中体連研究部が調査したものである。

年間授業時数が(105×3)時間から(125×3)時間へと増えたことは保健体育の充実を期する意味からも当初は大変喜ばしいことであったが、実際の現場ではこれがなかなか生かされていはず60時間の増をかちとった学校は40%であった。

しかし、その後、正式の機関で調査したものはないが、この傾向は年々下降線を辿り52年度の傾向は現行に示されている授業時数を確保している学校は約10%で残り約90%の学校は示されている授業時数より下回っているときく。（都教委体育課）

その理由は要約すると次の二つにしほられるようである。

ア. 各学年に20時間という変則的な時間増をしたことが学校運営上うまく生かされずその扱いに大変困難を感じている学校が多い。

1. 施設、設備に恵まれていず折角、時間増がはかられたとしても活動する場に制約をうける。

等のことが指摘されている。

② 総則第3 体育の実施について

施設、設備の不充分さは東京都の常識である。ただ、校地の広さから言うと区部より多摩地区の方が恵まれている。

総則第3 体育の主旨を生かして全校的な取り

組みの中で体力づくりを行っている学校は漸次増えてきた傾向がある。

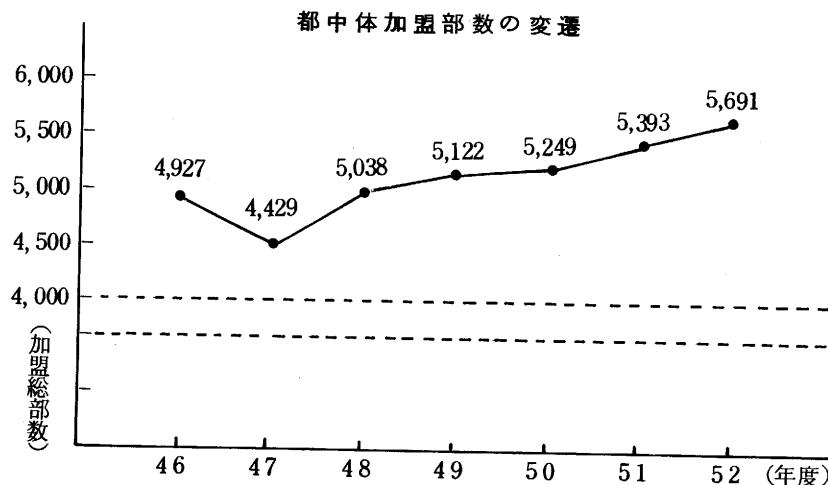
しかも、各学校とも学校や地域の実態に応じてさまざまな方法や形で実践しているのが現状である。

このことは新学習指導要領に示されている「ゆとりのある充実した学校生活をおくる」教育課程編成の際の自由裁量の時間の取り扱いについて指向する場合、充分に活用できるものとして期待されている。

③ 部活動について

47年度の現行教育課程の実施に伴い必修クラブが位置づけられ、また、従来の一部の選手養成的活動は義務教育段階では必要でなく学校教育活動外として考えるべきである等のことから学校における運動部活動は社会体育に移行すべきであるとの論が高まってきた。

しかし、部活動は多くの困難な問題を抱えながらも、なお大多数の学校が学校体育の一環として教育課程内の活動に準じて取り扱っている推移が下の表によりご理解いただけるものと思う。



都中体連加盟一覧

年 度	加 盟 校 数	剣 道	サ ッ カ ー	柔 道	水 泳	ソ フ ト	体 操	卓 球	庭 球	バ ス ケ	バ ド	バ レ ー	ハ ン ド	野 球	陸 上	す も う	ダ ン ス	総 部 数
46	602	410	267	233	388	96	251	522	485	544	146	549	55	374	496	5	106	4,927
47	615	371	267	226	359	73	225	507	478	537	168	554	73	344	457	7	83	4,429
52	685	455	383	198	418	115	205	574	573	630	346	648	88	432	515	12	99	5,691

最近、言われることに「返ってきた部活動」というのがある。

新学習指導要領の特別活動の中に「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても適切に実施できるように配慮する必要がある」と暗に部活動を教育活動に位置づけて認めている。

学校生活を楽しく豊かにし、教師と生徒、生徒と生徒の望ましい人間関係を育成する上にも学校生活における部活動の条件整備をはかり、一層効果が上がるようにならなければならないと思う。

6. 終りに

保健体育活動の主軸をなすものは研究活動と競

技活動と言えます。東京都における保健体育活動はこの二面を車の両輪として推進され、数々の成果をあげてきました。

今後は来たるべき新学習指導要領の示す教育課程の編成、実施に向けてますます研鑽を積み重ねなければならないと思う。

なお、中体連、中体研においては、常日頃、都教委体育課並びに地区教委と連絡をとり、ご指導をいただいていることを付記して終りとする。

(上京の際、東京都の中学校の保健体育のことについておたずねになりたいことがありますたらご連絡ください。お役に立ちたいと存じます。三鷹市立第六中学校・関口賢一郎)

学校経営における保健管理上の 問題点とその対策

東京都町田市立町田第一中学校長

坪 井 芳 雄

1 はじめに

「学校経営における」とは換言すれば「校長の眼からみた」という意味にとってよい。保健管理に関する問題点は、職位、立場によって異なるのは当然のことである。一方、学校保健活動の活発化・低調化の主要原因の一つに校長たる管理者の姿勢のあり方が大きなかかわりを持っているともいわれる。そこに、このテーマのもつ意味があるのである。

小学校31校、中学校10校の校長にアンケートを出し、その結果を集計し、校長の考える保健管理上の問題点の傾向を把握しようとしたものを基礎にこのテーマをまとめて見ることにする。

2 調査結果

1. [設問1]あなたの学校における保健管理上の問題点について、次の各問にお答え下さい。

※(回収校数 小31、中10)
[問A] 次のいずれかに○または説明をつけてください。

1) 急にいわれても思いつかない。

(小4、中2、14.6%)

- 2) すべてうまくいっているので全く問題はない。(小1、中2、7.3%)
- 3) 日頃から解決に苦心している問題点はある。(小25、中6、75.6%)
- 4) その他()
(小1、中0、2.4%)

[問B] 上記のうち、3)に○をつけた方のみ問題点の内容を1つだけお書き下さい。

筆者の方で次の6つの分野にわけて集計し、まとめてみた。

(保健計画に関するもの)

Ⓐ・計画性に欠ける

- 学年・学級健康増進活動計画不十分
- 健康診断と年間保健指導計画の関連不十分
- 保健指導不徹底
- 学年・学級保健指導の時間確保不十分
- 学級指導における保健指導不十分
- 安全指導の不徹底

Ⓑ・部活動における安全指導不徹底

- 家庭での健康指導不十分

(保健組織に関するもの)		
⑨・組織性に欠ける	4.	教職員の共通理解が不十分である 11
・学校保健委員会の組織弱体化	5.	保健教育指導が十分になされていない 11
(保健活動に関するもの)	6.	学校保健組織が不完全である 9
⑩・養護教諭任せ	7.	学校保健委員会が設けられていない 9
・傷病発生時の措置不十分	8.	環境衛生対策が十分でない 8
・光化学スモッグ対策不十分	9.	救急処置対策が十分でない 8
・養護教諭と学級担任との連携不十分	10.	性教育には全く手がつけられていない 6
・環境衛生への関心度低い	11.	教師集団の協力体制ができていない 5
⑪・養護教諭任せ	12.	精神衛生対策が不十分である 4
(施設・設備に関するもの)	13.	心障児の健康管理が看過されている 3
⑫・なし	14.	医療機関が完備されていない 2
⑬・保健室の不備(教室転用)	15.	保健室が十分に整備されていない 2
(管理・運営に関するもの)	16.	校医との相互協力不十分 2
⑭・救急処置時の輸送方法(自家用車利用)	17.	健康診断結果の活用不十分 2
・流感による学年学級閉鎖の定例化への対応	18.	学校施設が十分に整備されていない 2
・事故処理の学校と家庭の連絡	19.	健康状況の把握が十分でない 1
・事故発生時の校長への報告不円滑	20.	保健活動が不活発である 1
・学校事故の多発化(特に骨折)	21.	災害補償の面で問題多い 1
⑮・教職員の共通理解不十分	⑯1.	体位・体力が比較して劣る 5
・事故について学校と家庭とのトラブル	2.	保健室の整備が不十分である 4
(その他に関するもの)	3.	教職員の共通理解が不十分である 3
⑯・校医の健康相談のための来訪少し	4.	性教育が全くなされていない 3
・朝礼で倒れる子ども多い。	5.	保健職員の協力が十分でない 3
・地域父母の無理解	6.	保健活動が不活発である 3
2. [設問2]あなたの学校における保健管理上の問題について、次のヒント資料を参考にして、重要と思われる順に5つお書き下さい。	7.	教職員の協力体制ができていない 2
(ヒント資料—①学校保健計画—他省略)	8.	保健組織が未整備である 2
⑰1. 体位・体力が劣る	9.	学校安全の面で対策不十分である 2
2. 学校保健計画が出来ていない	10.	環境衛生管理の面で十分でない 2
3. 学校事故安全対策が不十分である	11.	心身障害児の健康管理が不十分である 2
	12.	学校保健計画が出来ていない 1
	13.	救急処置対策が不十分である 1
	14.	精神衛生対策が不十分 1

3 考 察

1) 問1の問Aについて

これは、校長は現任校において日常教育実践上において、保健管理に関し問題点を把握し、その解決のための具体策を持っているかどうかということに係るものとして設問してみたものである。校長の持つべき資質としてこれは欠くべからざるものといえよう。約1割5分に近い校長が急にいわれても思いつかないと答えてていることは考え方によれば大変重要である。学校保健に関し全く関心がないのではないかと心配である。校長の姿勢が学校保健の盛衰を左右するといわれるだけに猶更である。2)の「すべてうまくいっているので全く問題はない」では約7.3%の該当校長がいることを示しているが、これも取りようによっては問題である。どのような立派な学校でも「問題点がない」などということは考えられないというのが常識である。問題がないということが問題であると思う。問題点がないという認識は、やはり保健についての無関心さ、真剣さが欠けているということを示していると思うのは筆者ばかりではあるまい。

2) 問1の問Bについて

これは上記問Aの3)で「問題点がある」と答えた、その問題点の中味を列記してみたものである。これを設定した項目別にその数を調べてみると、保健計画9、保健組織2、保健活動6、施設設備1、管理運営7、その他3、となっていて、保健計画、管理運営、保

3) 問2について

これは、ヒント資料を与えて、充分に考える時間の中で問題点5つを挙げて貰ったものである。それを順位は一応無視して、延数が多いものの順にならべてみたものである。

小中校とも第1位に体位・体力を挙げているのは、予想通りであった。また、保健計画や、共通理解、協力体制などを問題としている点をみると、学校における保健管理は養護教諭任せになっており、学校全体として活動していないという全体像が浮び上ってくる。

これがこの設問を通じて得た最大の問題点であるという。微視的に見れば、それそれをの学校の実態に立った切実な問題点なのであろうが、それらの異なる問題点の底に共通して存在するのが、この問題点であるといえる。

4) 問1と問2との関連について

微視的に見れば、取り上げた項目に多少の差異は認められるが、巨視的に見れば、校長が問題点と考え、常日頃頭を悩ましているものは同一であるということが推察できる。ただ、体位・体力が前者では全く挙げられていない点は注目に値する。あまりにも普遍的な問題のため取り上げられなかったのかも知れず、この点の追及も今後の問題としたい。

5) 小・中校との関連について

総体的に見て、小・中とも大きな問題点における差異は認められないといえる。保健室の問題にしても小学校は長い歴史の中でその整備は概ね十分であり、新制中学校または新

設校としての歴史と現実を背景に持つ中学校としては、これが粗上にのせられるのは現実の実態の上に立っているからといえる。このように、順位は小中異なっているにしても表出された項目は、小中共通性を持っているといえるのである。

4. 対 策

この問題点に対する対策は、その学校の実態に即して立てられなければならないであろう。たとえ、それが唯一つの意見であってもその学校にとっては深刻な問題点として存在する限り、真剣に取り上げ対策が講じられなければならないと考えるからである。ここでは、そのようなことから2、3の点についてのみ対策の一般的考え方を述べることにする。

1) 保健計画を学校教育計画に組み入れる

自校の保健計画が保健部だけに通用する保健行事計画になってはいないだろうかという反省が必要である。学校というところは、計画的・組織的 意図的に教育を行うところである。反対のいい方をすれば、学校の教育計画にのっていないものは、仲々行事として、教育活動として実施し得ないという宿命を持つものである。年度途中に急に必要あって、保健行事をやろうとしてもそれは仲々大変である。年度当初から学校全体の教育計画の中へ入れておくことが大切である。それに乗せておけば、自然に実行に移されるものなのである。当然のことながら年間を通しての保健活動計画を年度初めには樹てて置くことであ

る。

2) 保健活動の中心に計画的で実行力のある人を得る

養護教諭であれ、一般教諭（保健主事）であれ誰でもよい、とにかく計画し、人を動かす力倅のある人を得ることが重要である。校長の片腕となって働く教師の発見がきめ手になるといえよう。

3) 学級担任の重視

保健活動は、児童・生徒ひとりひとりと直接していなければ実効はあがらない。その意味で、保健担当教員と児童・生徒とを結ぶものは学級担任である。児童・生徒を最もよく理解し、把握しているのは学級担任である。この学級担任の協力なくして保健管理の成果をあげることは不可能である。組織上の役割分担を明確に規定することである。

4) 校長のリーダーシップの發揮

教職員をして、保健に関する仕事について共通理解を会議体を通じ得さしめ、共通行動にまで止揚し、組織を整備し、各部門の関連、役割分担を明らかにして協力体制をつくり上げるようにしなければならない。

学校保健が近年衰退の道を辿っているといわれるが、例えば嘗ての学校保健委員会の活動のように、必要もないのに形式に捉われて実施し、そのうちに衰退したように、これからの学校保健は実態の上に立ち、切実なニードの上に立って計画され運営されるよう改善されなければならない。

第16回 全国学校体育研究熊本大会の紹介

I. 研究主題、発表者、公開研究授業者等の紹介

- (1) 小学校の部
- (2) 中学校の部
- (3) 高等学校の部

II. 全体会の紹介（全体会の記録より）

- (1) 小学校の部
- (2) 中学校の部

全 国 大 会 の あ ゆ み

第1回	千葉(津田沼)	昭和37.11	第11回	福井	昭和47.10
第2回	兵庫(神戸)	〃 38.11	第12回	和歌山	〃 48.11
第3回	鳥取	〃 39.10	第13回	山形	〃 49.10
第4回	東京	〃 40.11	第14回	東京	〃 50.1
第5回	岐阜	〃 41.11	第15回	滋賀(大津)	〃 51.11
第6回	大阪	〃 42.11	第16回	熊本	〃 52.11
第7回	福島(会津)	〃 43.10	第17回(53年度)	前橋	〃 53.11
第8回	高知	〃 44.11	第14回・東京大会は、	当初50年11月の予定を国鉄ストライキのために51年1月に変更実施した。	昭和50.11
第9回	長崎	〃 45.11			
第10回	埼玉(浦和)	〃 46.11			

全日本競走育才社團全日本馬術

（日本競走育才社團）全日本馬術

馬の選手小山

馬の選手中田

馬の選手高橋

東

（日本競走育才社團）全日本馬術

馬の選手小山

馬の選手中田

全日本馬術

01. 鈴木謙	米澤	田口洋	日下部朝翠（田中朝翠）	平	田中朝翠
11. 伊藤	山形	西村洋	日下部朝翠（田中朝翠）	武	田中朝翠
01. 石井	福島	西村洋	日下部朝翠	高	田中朝翠
11. 朝倉	東京	田口洋	日下部朝翠	東	田中朝翠
11. 上原	（新潟）	鷲	日下部朝翠	車	田中朝翠
11. 佐藤	本郷	田口洋	日下部朝翠	大	田中朝翠
11. 佐藤	諒義	（田中朝翠）	日下部朝翠（新潟）	高	田中朝翠
その他の上位者	田中朝翠	田中朝翠	日下部朝翠	高	田中朝翠
実業会	田中朝翠	田中朝翠	日下部朝翠	高	田中朝翠
	（田中朝翠）	（田中朝翠）	日下部朝翠	高	田中朝翠

学校においても児童・生徒の一人一人が自ら進んで学習に参加しようとする意欲を醸成するとともに、健康でたくましい心身を育成することは極めて緊急な課題である。そこで「すんで実践する体育学習をめざして」の主題をもとにした諸問題について研究を深め指導者の向上をはかることを目的として、昭和52年11月29, 30日の両日、第16回全国学校体育研究大会が、熊本市において開催された。全国よりの参加者3,500名、盛会の裡に終り、第17回前橋大会(昭和53年11月 日～ 日)に引き継がれた。研究大会の全部を紹介することは紙面の都合上、出来兼ねますが、その一部をここに紹介させて頂きます。

(編集委員会)

特別講演

演題 「体育と文化」

講師 広島大学教授 飯島宗一

部会別講師及び会場

部会名	講師	会場
小学校部会	山川 岩之助 文部省体育局体育官 西岡 寅雄 熊本大学教養部長	市民会館大ホール
中学校部会	大木 昭一郎 文部省体育局体育課教科調査官 照屋 常吉 熊本大学教授	県立図書館 講堂
高等学校部会	島 喜八 文部省体育局体育課専門員 遠山 喜一郎 東京女子体育大学教授	県立第一高校体育館

分科会別講師及び会場

部分	領域番号	分 科 会	講 師	会 場
小学校	1	総 則 体 育	山 川 岩之助 文部省体育局体育官 龍 川 武 弘 熊本県鹿本教育事務所指導主事	五 福 小
	2	体 操	西 岡 寅 雄 熊本大学教養部長	砂 取 小
	3	器 械 運 動	岩 永 務 東京都江戸川区指導主事 岩 村 昌 子 尚絅短期大学講師	菊 陽 北 小
	4	陸 上 運 動	大 木 昭一郎 文部省体育局体育課教科調査官	益 城 中 央 小
	5	ボ ー ル 運 動	関 四 郎 東京学芸大学教授 道 田 繁 久 壺川小学校校長	託 麻 原 小
	6	ダ ン ス	須 藤 智 恵 熊本大学教授	尾 ノ 上 小
中学校	7	器 械 運 動	照 屋 常 吉 熊本大学教授	錦 ケ 丘 中
	8	陸 上 競 技	金 守 新 一 熊本大学教育学部長	城 南 中
	9	球 技 (バレーボール)	庭 木 守 彦 熊本大学助教授	出 水 中
	10	球 技 (バスケットボール)	鈴 木 正 三 学習院大学教授 古 閑 広 登 熊本商科大学助教授	湖 東 中
	11	球 技 (サッカー)	永 嶋 正 俊 日本大学教授 中 元 敏 行 熊本県芦北教育事務所指導主事	西 山 中
	12	ダ ン ス	佐 藤 直 子 長崎県立短期大学教授	白 川 中
高等学 校	13	体 操	遠 山 喜一郎 東京女子体育大学教授	済 ャ 齋 高
	14	陸 上 競 技	古 藤 高 良 筑波大学教授 野 見 山 俊 一 熊本商科大学助教授	第 二 高
	15	柔 道	館 野 進 大阪府立摂津高校長 北 井 和 利 熊本商科大学講師	鎮 西 高
	16	球 技 (バレーボール)	山 本 隆 久 大阪体育大学教授	第 一 高
	17	球 技 (バスケットボール)	古 川 昌 弘 熊本大学教授	熊 本 高
	18	球 技 (ハンドボール)	井 上 元 二 尚絅大学教授	市 立 商 高
	19	ダ ン ス	中 間 千恵子 宮崎大学教授	熊 本 商 高
	20	体 力 つ く り	島 喜 八 文部省体育局体育課専門員	第 二 高

研究授業一覧表

部会	番号	分科会	学校名	授業者
小学校	1	総則体育	五福小	井芹貞俊 宮崎圭子 野村美那子 吉川太
	2	体操	砂取小	大塚重隆 渡辺権哉 本田富子
	3	器械運動	菊陽北小	須藤セツ子 田中資忠 坂本俊徳
	4	陸上運動	益城中央小	村上右近 岡部昌延 庄山隆雄
	5	ポール運動	託磨原小	井原幸子 伊藤登光 山下司
	6	ダンス	尾の上小	藤芳三葉 片山建輔 野村隆
中学校	7	器械運動	錦ヶ丘中	許田重治
	8	陸上運動	城南中	上田長利
	9	球技 (バレーボール)	出水中	田中苗正
	10	球技 (バスケットボール)	湖東中	岡田克之
	11	球技 (サッカー)	西山中	藤野健一
	12	ダンス	白川中	高野登美子
高等学校	13	体操	済々黌高	金光俊富
	14	陸上運動	第二高	小松丸栄次
	15	柔道	鎮西高	本田清次
	16	球技 (バレーボール)	第一高	和田匡弘
	17	球技 (バスケットボール)	熊本高	宮村誠一
	18	球技 (ハンドボール)	市立商高	大宮泉
等学校	19	ダンス	熊本商高	堀郁代
	20	体力つくり	第二高	

【小学校部会】

〈研究発表〉

◎ひとりひとりがいきいきと学習する授業の組織化

—5年生のクロールの学習指導を例として—

大分県金池小学校

教諭 千本和隆

◎子どもが喜んで取り組む体操指導

—中学年の指導を通して—

宮城県木花小学校

教諭 藤井万義

◎表現学習における興味をもたせる、動きをひきだすための指導法

沖縄県坂田小学校

教諭 波照間ミサ子

◎ひとりひとりがよろこんで取り組む走り幅とびの学習

熊本県大江小学校

教諭 緒方信隆

〈誌上発表〉

子どもが課題解決にむかってすすんでとりくむ学習過程はどうあつたらよいか

福岡県賀茂小学校

教諭 福重昌男

チーム・ティーチングによる授業改善のこころみ

—ひとりひとりに目あてを持たせ、それに立

ち向かうグループの力を育てる授業改善の

こころみー

佐賀県田代小学校

教諭 末次晃

基礎体力の向上と自主、協調性を高めるための学習指導のあり方

—器械、ボール運動を中心として—

長崎県出津小学校

教諭 宇都宮知己

少人数で楽しみながら技能が高められるゲームのあり方

—ボール運動—

鹿児島県辺塚小学校

教諭 池田尚正

〈提案案〉

第1分科会（総則体育）

よろこんで実践する総則体育をめざして

熊本市城東小学校

教諭 美作明

飽託郡川上小学校

教諭 村上知之

第2分科会（体操）

よろこんで実践する体操の学習をめざして

熊本市砂取小学校

教諭 六嘉孝昭

熊本市一新小学校

教諭 塚本忠

第3分科会（器械運動）

ひとりひとりを生かす器械運動の学習をめざして

菊池郡菊陽北小学校

第一日 小学校部会全体研究会発表

教諭 田 中 資 忠

八代郡八千把小学校

教諭 村 嶋 定 春

第4分科会（陸上運動）

ひとりひとりが、目あてをもって取り組む陸上運動

阿蘇郡久木野小学校

教諭 市 原 和 幸

球磨郡上村小学校

教諭 田 山 行 良

第5分科会（ボール運動）

仲間とともに課題の解決に熱中しひとりひとりのよろこびが高まるボール運動の学習

熊本市楠小学校

教諭 吉 永 順 一

鹿本郡中富小学校

教諭 牛 島 了

第6分科会（ダンス）

楽しく豊かで深みのあるダンス学習をめざして

熊本市熊本大学教育学部付属小学校

教諭 村 上 京 子

熊本市高平台小学校

教諭 与那嶺 悅 子

全体会は、熊本市市民会館大ホールにおいて、山川岩之助（文部省体育官）、西岡寅雄（熊大教授）両氏の指導のもと、前記○印の研究発表が行われた。以下、記録よりその要旨を紹介する。

発表題

ひとりひとりがいきいきと学習する授業の組

織化

—5年生のクロールの学習指導を例として—

(個人研究)

1. 主題設定の理由

レディネステストで個人の能力の実態を分析し、能力に合った指導を考え、いきいきとした活動ができるようにする。

2. 研究の内容

- 1) 指導内容の計画と精選をする。
- 2) 個人個人のカルテ作りをする。
- 3) グループ作りを充分に考える。

3. 指導の実際

～水泳指導を例にとって～

- 1) 個人カルテを生かす学習の実践
- 2) グループに教育工学を生かす…特にコンセプトフィルムの活用をする。（レディネステストを実施）
- 3) グループを生かしたフローチャートの作製をする。

4. 研究の結果

- 個人カルテを利用することによって子供が学習練習に積極的になり、かなりの効果が上がった。
- 本研究を実践してきたが中に2~3の落ちこぼれと思われるものが生れたが、これ等の児童を今後どう指導をするかが今後の課題である。

発表題

子どもが喜んで取り組む体操指導
—中学生の指導を通して—

(個人研究)

1. 研究の動機

体操の本質から教育の現場とを比較して次のようなことが数字としてあらわされた。

- 児童 体操が好き 3%
- 教師 体操指導は容易である 27%
- 指導に自信 94%

上記のように児童と教師の間に大きな開きがあり、児童が「体操が好きになる」ためには何が問題かを究めてみたいと研究が始められた。

2. 研究の内容

1) 教師の考え方と実際の指導状況について分析する。

2) 体操指導における指導過程の基本パターンを考える。

知る、練る、変化や工夫、練る、まとめる

それぞれの内容を分析し過程を考える。

3) 学習課題を児童によくわかるように具体化する。(指導事例は要項に……)

4) 実際の指導の場合には「場作り」「動きづくり」「セット作り」更に発表のための「場作り」などが考えられ、実践をした。

3. 結果と考察

児童に課題をうまく与えることにより、自分で動きづくりができるようになり、させられていた体操が、めあてを持ち作り出す体操へと変化してきたことにより、意欲が生れてきた。

これからは「何を何のために」を考えさせ、

自らの体力作りへの必要性を理解させることが必要である。

発表題

表現学習における興味をもたせる動きをひきだすための指導法

(個人研究)

1. 研究の動機

5年生を担任してダンスに対する興味が非常に低い。その原因には、はづかしいのが第一であり、動き作りが不足していたので、なんとかダンス意欲を起こしたい。

2. 研究の実際

1) 動きを引き出すべく

- 特に教師の適切なアドバイスとほめ言葉を多くする。
- 個々の動きに重点をおいて指導。

2) 心理的な面からの指導

- なんでもいえる学級作りと教師とのコミュニケーションの大切さを痛感する。
- グループ編成と係分担の工夫をした。
- 考える時間の配慮をした。
- 一単位時間内でダンス使用に用いる時間を配慮し、15~20分程度でおさえた。

3) 技能面からの指導

- 基礎技能である、歩く、まわる等についての変化を考え、これを「高く」「はげしく」「やわらかく」などスキップの方法に力を入れた。
- 内容の与え方も身近な生活の中から引き出し、沖縄では「あらしにあう船」などを考え、波の動き、波によって左右される船の

様子などを表現させた。

- 身近な問題を取り上げ、その流れを動きのスケッチとして場面構成を楽しく表現できるよう指導助言をすることが大切であった。

3. 指導における子どもの変容

- 90%以上の子どもの表現に対する抵抗がなくなった。
- 動きも多く大きく素直に自分の考えを表現できるようになり、ダンス時だけでなく、他の学習や生活にも効果があらわれてきた。

4. 今後の問題点

- 表現技能を更に高め、伴奏音楽の工夫まで進めていきたい。
- この研究を一個人だけでなく校内全体の研究課題として取られ、研究体制を充実して、ダンス指導の充実を図りたい。

発表題

ひとりひとりがよろこんで取り組む走り幅とびの学習

(グループ研究)

1. 研究主題について

跳ぶことがすべての運動の基礎になっていることを考え合わせて、身体面や能力面などの理由で興味や意欲を示さない児童に真の運動の喜びを味わわせ、運動に親しむ態度を育てるため走り幅とびの学習を取りあげた。

2. 研究の方法

仮説を立てその仮説をよりどころとして下記のような内容で研究を進めてきた。

〔仮説〕

助走と踏み切りを中心とした走り幅とびの

指導計画を立て、個々の能力に応じた到達目標と課題解決の場を設定してやれば、学習意欲も高まり、記録も向上し、ひとりひとりがよろこんで学習することができる。

3. 研究の内容

- 個々の能力に応じた指導を考えることが大切である。
- 走り幅とびの最も大切な要素は、助走と踏み切りであり、これを中核とした指導課題の作成が重要である。
- 特に助走においては走り幅とびの90%をしめるウエイトがあり、そのためには50m走における記録が個々の能力に大きく影響される。
- 走り幅とびと50m走との相関による回帰直線式の応用による尺度を用いての児童個々の能力(走り幅とび)の算定を行い、その伸びを知らせる。(到達目標を知る)
- 課題解決の場の設定としては、グループの設定、反省、評価を学習の過程の中に位置づける。
- 学習カードの活用により、個々への教師・児童相互の助言や反省ができる。

4. 研究の結果と考察

- 課題の焦点化により、児童の課題解決への態度が自主的となった。
- 個々に到達目標が設定され、自分の学習内容が明確となり、能力の劣る児童も意欲を持ち、楽しく学習に参加するようになった。
- 記録の伸びに向上の喜びを味わうことができた。

5. 今後の問題点

- 1) 「走り幅とびの力」の再検討が必要と考えられる。
- 2) グループ学習のあり方にも再検討が必要である。
- 3) 体位を加味する必要がある。（到達目標）
- 4) 他の種目の到達目標を考え、関連をも考えること。

〔質問〕（熊本県・田上）

- 水泳の基礎的技術をどうとらえているか。

〔応答〕（大分県）

- 5年生では50m泳げるようになることを基礎的技術と考えており、私方の5年は全員が達成している。

（以上で質疑は終り）

（以上の研究発表についての質疑応答と講師の講評、及び紙上発表についての講評）

大分県発表の水泳指導について

〔質問〕（熊本県・古沢）

- ① 親プールでの低学年の指導をどうしているか。
(大規模校の場合)
- ② 「泳げる」ということの定義づけはどこでしているか。
- ③ 面かぶりクロールでリラックスした泳ぎ方をどうしているか。
- ④ 小学校で50mくらい泳ぐのにタイムを測定し、タイムアップすることが必要か。

〔応答〕（大分県）

- ① 曜日を定め、低学年の日を定め、水低をさげて実施している。
- ② チームを組んで指導し、面かぶりクロールができると「泳げる」と定義づけている。
- ③ 口から鼻までつけての「ンバー」「ンバー」の呼吸法指導から、歩きながら手を使うへの発展にて指導をしている。
- ④ 能力別グループで上位のグループにはタイムアップすることで意欲と興味を持たせるよう指導をしてきた。

〔講評〕（西岡熊大教授）

水泳について（大分県発表）

- 個人個人のかんばつ点を適確に診断し、教師の適切な指導助言が大切である。
- 自主的学習のあり方、課題の与え方も大切である。

体操について（宮崎県発表）

- 子どもに創造させることと目的意識をもった体操指導をする。とは、新しい方法であり、体操に対する意欲づけ興味を引き出す上からも有意義である。
- また数の問題と体力要因などについては、これからも研究を進めてもらいたい。
- 毎月一定の（一つの）体操セットをながす方法は適切か考えてもらいたい。
- 児童の変容や喜びはよく考えられている。

ダンスについて（沖縄県発表）

- なぜ子どもがダンスがいなのか、高学年に進むにつれがいが多くなっていくのかは今後の課題である。
- 日常の生活での仲間づくり・集団づくりがよくなされている。
- 教師の助言や基礎的技能の高め方はよくできており、感心させられた。

- 今後の課題としてむずかしいのは、具象的な表現から抽象的な表現へと発展する場合、どう指導しなければならないかということである。

陸上について（熊本県発表）

- 新しい課題のとらえ方、50m走と走り幅との相関表により個々の到達目標を示した指導過程は意欲をもたせる意味で効果的であった。
- 助走、踏み切りだけでなく、今後は空中姿勢、着地の技術要素を含めた指導に発展してもらいたい。
- 50m走との関連だけでなく、身長との相関も考えてみたらどうかと思う。

紙上発表

（福岡県発表）課題解決学習（例・器械運動）

- 個人カードを利用したのは効果的である。
- 子どもと教師のからみあいをどうするかが問題であり、ヒントの与え方が今後の研究課題であると考える。

（佐賀県発表）体操とティーム・ティーチング

- 教師と教師のからみと児童の理解をどう考えていくかが大きな課題である。
- 本研究はうまく二人の教師が理解し、よい結果を生み出している。

（長崎県発表）器械・ボール運動

- 技能向上の中に体力が養われるには、かたよりがないかどうかを充分考えて実践していくつもりたい。

（鹿児島県発表）ボール運動

- 発想が面白く、ユニークである。
- 基礎技能の作り方とゲームのむすびつきを考えほしいものである。

『新学習指導要領との関連と発表の中での問題となっている点について』の山川文部省体育官の発言要旨は次のとおりであった。

新学習指導要領との関連と発表の中での問題

となっている点について……

1. 水泳指導の場合

- 記録（タイムアップ）か距離を伸ばすか？

運動の特性と子どもの側から見ると……何を期待するか……運動の文化財としての技術を変ようしていくものと、子ども自身の発達の特徴から考えていくものとがあるが、今後は後者にウェイトがおかれていくものであり、したがって、低学年においては距離へ、技術は高学年の方から指導すべきとなる。

そのためにも、体育は今回のように運動は高学年になって分化している。

2. 学習内容と指導方法論について

- 体操では！

体力の要因とは体の動きをしてとらえるものであるから体力の要因を強調するものではなく（筋力、調整力など）、具体的な動きづくりをさせることが必要である。

子どもが自分のからだづくりについて意識を持っているかはぎもんである。そのためにも色々の動きづくりをさせることが大切である。

○ダンスについて

- 子どもの側から見た指導が望ましい。
- 創作活動によって作品を作り出すなどは大人の考えである。
- 小学校レベルでのダンスは表現運動としてとらえるべきである。子どもの心の中に持つて

いるものを表現させればよい。

・これからの体育は自分自身が自信を持って実践することが大切である。であるから工夫・研究が重要になってくる。

・体育指導にはパターンはあるが方法論はない。実態の上に立った指導が最も大切である。

・教材の面白さに頼るのではなく(例、ボール運動等)，計画し実践することが大切である。

○一人一人が進んで楽しく

このようなことばがあるが、楽しくトレーニングは相反したものである。だからトレーニングはいけないというの問題であり、トレーニングは必要である……

○体力づくりと生涯体育

この二つはニュアンスがちがうものである。
充分考えてみるべきである。

○体育は！

子どもの欲求を満足させることが第一である。
欲求が満足すれば子どもの喜びへは必然的に結びつくものである。

【中学校部会】

〈研究発表〉

◎楽しいバレーボールの授業を目指して

福岡県浅生中学校

教諭 柳田勝美

◎全校体育における体力づくりのあり方を求めて

長崎県豆中学校

教諭 米田礼次郎

◎一人ひとりが自ら進んで学習にとり組みより確かな学習成果を得るためにどのような手立てがなされるべきか

鹿児島大学附属中学校

教諭 早田克彦

◎グループ学習を通して意欲を高め生活化をめざしたバスケットボール学習の一考察

熊本県波野中学校

教諭 佐藤安生

〈誌上発表〉

…記録…

川上小 片岡龍路

当尾小 蔵田剛

全国中学生バレーボール大会をみて

佐賀県城南中学校

教諭 山田義美

到達目標めざし、すすんで取り組む体育学習

—陸上競技をとおして—

大分県判田中学校

教諭 池辺栄嗣

運動の特性や発達段階に応じた効果的な体育指導

宮崎県中学校体育連盟

研究部

すすんで行う体操の授業づくりをめざして

沖縄県那覇中学校

教諭 大浜勝彦

第12分科会（ダンス）

うごきの多様性を知らせるためにはどのような指導をしたらよいか

八代市立第四中学校

教諭 楠都美子

〈提案案〉

第7分科会（器械運動）

マット運動の連続技作りを通して

鹿本郡鹿本町立鹿本中学校

教諭 大島雄二郎

第8分科会（陸上競技）

ひとりひとりの能力をいかすリレー学習について

天草郡有明町立有明西小学校

教諭 岡部富雄

第9分科会（バレー・ボール）

進んで実践する体育学習をめざして
—ゲームにつながるパス指導—

玉名市立大豊中学校

教諭 前田田司

第10分科会（バスケットボール）

興味をもってバスケットボールに取り組み意識向上をはかる基礎技術の与え方

飽託郡河内町立河内中学校

教諭 松田耕平

第11分科会（サッカー）

みんなで協力してボールを運び合うサッカーをめざして

八代郡泉村立泉中学校

教諭 遠山和美

中学校の研究発表（全体会）は前記◎印の発表について、熊本県立図書館講堂において、大木昭一郎（文部省体育局体育課教科調査官）、照屋常吉（熊本大学教授）両氏の指導のもと、盛大（参会者700人）にもたれた。以下、小学校の部と同じようにその要旨を紹介する。（記録より）

楽しいバレーボールの授業を目指して

すすんで実践する体育学習——体育をする喜びを味わえる授業、楽しい授業であるべきではないのか。

〔設定の理由〕

- グループ学習を前提として
- 何かを発見できるために
- ひとりひとりを伸ばす授業を進めて行くために
- 精一杯活動させる授業であるために
- 技能・体力が伸びていく授業であるために
- 切り捨てた授業をしないために
- さて、楽しい授業とはどんなものかというと、
- 課題解決をしていく中で味わう楽しさ
- 苦労をのりこえた上で味わう楽しさ
- 助け合って成就する
- みんなで活動するすばらしさを味わえる。

p.109 右図

教師（教授活動），教材の内容編成，学習形態の三つのポイントから取りくんだ。

S 3 9 年，NHK 教育番組に於いて，みんなが参加できるバレー ボールの提案を行ったが，はたして子供同士，教師と子供との助け合い，協力活動があつただらうかと思うと疑問が残った。

I. 実践に先だって子供達のバレー ボールへの興味は？

(1) 好き 1,418 人 男子
1,426 人 女子

- ① チームの協力
- ② 手軽
- ③ 何となく面白いから

(口) どこが楽しいか（面白み）
① チームが協力してプレイできた時
（女子 99%）

② ラリーが続き，スパイクが決まった時
教材の内容だけでチーム作りができるか？
かつては技術を通してチーム作りを行っていく
考えであった。

グループ編成について

(ア) 何に重点を於いて指導されているか
① 一年 パスができる，続く
② 二年 ラリーが続く
③ 三年 スパイクによる攻撃ができる
「おたすけサーブ」

II. 教師の教授活動に於ける発言指示の調査

6 回集合（子供の活動，18 分程度）

走り高とび

3 回とべない子への指示助言

若い先生，集合 7 回（子供の活動が少ない）

子供の活動を保障するために教師は発言指示について，その回数を考慮しなければならない。

また子供自身にチームの目標，個人の目標等をはっきりつかませる必要があるのではないか。

- グループの目標を提出させる。教師が課題を把握しておく。
- 個人の記録を取る。テープによって様子を録音しておく。
- 落ちこぼれそうな子を対象に記録する。

III. 教材の内容編成

1. ワンバウンドボールパス
 2. ゲーム化（コンビネーションプレイを含んでいく）
- 授業の中で自分達がどういったプレイを行っていくべきかの資料を作成。
 - サービスと三段攻撃の得点に違いをつける。
 - ルールの改善。
身体障害者の為のルール……ワンバウンドで打ってもよい。体に 3 回触れて打ってもいい。
 - より高いゲームを求めて行う。
調査では，
 - スパイク
 - レシーブミス
 - フォーメーションができている
による得点があげられている。技術的に高いゲームとはどんなゲームか。
 - 味方のポイントか，相手のミスか
 - スパイク，ブロックなどが多くできるゲーム質的に高いゲームとは…
 - チームの目標が成就できたゲーム

IV. 子供の学習の仕方

チーム編成

三年…身長順

二年…生活班，リーダーを決めて，希望者を
つける

全校体育における体力づくりのあり方を求めて

韓国が傍に見えている場所に在している。生徒は消極的であり、体位・体力共に劣ってきていた。教師の異動によって生徒の体力の実態がつかめない状態であった。だから教師が変わっていっても、生徒自身が自らの力で実践していく、体力づくり運動が必要であることを前提としている。

実施要領

第一次

A. 研究主題決定，組織確立

1. 運動場整地，各施設設置，諸検査器具購入
2. 各種調査，先進校視察，基本コース決定

第二次

○全校体育能力別グループ編成で実施

• トレーニングコース設定

A基本Iコース，B基本IIコース，Cサー
キットコース，Dなわとびコース，E持久
走コース，Fアイソメトリックスコース，
Gフォークダンスコース

• 各コースに校内得点板を設ける。

第三次 先徒達の手に移す実践

○生徒会との連携によるリーダーの養成

○自主的運営の組織づくりとリーダーの指導力

強化，運動の理論，施設利用方法の学習

- 課外クラブ，授業時の準備，補強運動として
積極的活用

結果と考察

体力診断テストによる結果は，男子…柔軟性が劣る。女子…県平均をだいたい上まわっている。運動能力テストに於いては，男子…持久走，女子…持久走に於いて特に三年生が劣る。これらをふまえて実践していかなくてはならない。

○200mトラック2コース

○100m4コースラインテープ

の常設によって生徒の興味が湧いてきた。

○サーキットコース一周10分

自分達の体力の劣っている部分をおりこんだコースを選ばせる。反面，きつくなるのでいやがることもある。

まとめ

現在9割の生徒がグラウンドに放課後出ている。運動の習慣がついてきたのではないか。現在の課題として，生徒の興味を高め，生徒一人一人の体力を認識させ向上させるための努力をするかということである。しかし研究会が終ったら，これらが後退するおそれがあるので，自分としては継続して研究実践していきたい。

一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み，より確かな学習成果を得るためにどのような手立てがなされるべきか

1. 体育学習指導のねらい

研究紀要 p.115 「学習者が，現在及び将来の

生活において、いろいろな運動を実践し、心身共に健康で豊かな生活を営むことができるよう、生徒の能力や発達の段階に即して、技能や体力の向上を図り運動の実践に必要な知識の理解を深めるとともに、学習活動や社会生活の場に必要な行動のしかたや態度を育成し、これらを達成していく過程において望ましい人間性を培う」。

この学習指導のねらいを達成していくための要因…(1)～(10)研究紀要 p.115 を参照されたし。

2. 研究内容及び方法

(1) 学習過程について

運動技能、行動様式、知識が身につくことを期待するものであり、これらは1時間の授業の中で達成されていくべきものである。

具体的の方策……1単位時間の学習活動の流れ
の基本的なパターンの構成

p.116 (ア) 補強運動 (イ) 補助運動 (ウ) 発表、
練習学習(試行) (エ) 診断・計画学習(話し合い) (オ) 相互協力学習(練る段階)
(カ) 反省、評価、学習活動 (キ) 予習課題把握学習 (ク) 予習課題学習

(2) 内容の教材化と指導計画の立案について

内 容
(知識、技能、態度)

↓
分 析 → 学習段階の構成 → 教材化

(3) 内容の分析

(4) ステップの構成

(5) 学習過程における評価について

「生徒が何を目標に学習活動をすすめるかが具体的にわかり、しかもその観察や測定(評価)が可能なように表わした目標(行動目標)

として設定されている」ことを前提条件として、

(ア) 学習過程が明確にされていること

(イ) 学習過程における評価の位置づけが明確にされていること
が必要である。

(6) 以上の考え方に基づいて実践した。

1年生男子 バスケットボール(10時間)

手順 (ア)～(カ) 研究紀要 p.117 参照

結 果

○スピード化。

○得点の多いゲームができる様になった。

○ミス、きずいた所を次の授業に生かせるようになった。

○学習の場に必要な態度が充分ではなかった。

考 察

一単位時間の学習活動の流れのパターン指導作成とその結果

(1) ポイントをおさえた指導の手立てがなされたようになった。

(2) 生徒が学習へ積極的に取り組むようになった。

(3) ねらいを達成する確率が高くなった。

しかしながら、指導計画立案の際に教師が予測した生徒の動きと実際場面との間に「ずれ」が生じたなどの問題点が見られた。

グループ学習を通して意欲を高め生活化をめざしたバスケットボール学習の一考察

バスケットボールの特性(チームプレイ)を生

かした体育の授業を通して体育の生活化を意図した。

チームプレイの楽しさが生涯体育としてその興味につながっていくのではないかと考えた。

研究内容

生涯体育への志向の第一歩は、日常生活の中で実践することである。

- (1) 運動・スポーツに興味を持ち、親しむようになる。
- (2) 自分で運動・スポーツの計画ができる。
- (3) 体育的配慮で計画し、運動ができる。
- (4) 誰でもが手軽にチームをつくり、チームの一員になり、リーダー的役割もできるようになる。その基礎に、日々の体育授業はあると考えた。本校の実態から、どういう学習形態をとったが望ましいか考え、それをグループ活動の形式の中にとりいれた。

○グループをチーム活動的に編成

役割の名称 キャプテン、コーチ

作戦、用語にチーム的要素を取り入れる。

(1) 単元の内容と目標(三年生)

(ア) 個人的技能

○バスとキャッチ ○ショット

(イ) 集団的技能

○3対3, 2対3, 5対5の攻防

○ゲーム ○態度

(2) グループ学習を進めるにあたって

(ア) グループ編成

(イ) 技術構造 → 学習構造より指導計画を具体的に作成し、それに基づいて、学年の生徒の学習計画表を作成し、個人に示す。

各々資料集に示している。

(3) 指導過程(実際の学習の流れ)

(ア)～(オ) 研究紀要 p.119 参照

結果と考察

受身的学習から主体的学習へ、スポーツの真の楽しさを味わうことへ近づいてきたように思える。

(1) アンケートについての考察

(ア) 体育運動に対する理解の深まり

(イ) グループ学習がうまく行われることは、リーダーでなくグループ員一人一人であること

を理解した。

(2) グループノートについての考察

最初義務的であったが、練習内容の進み複雑化にそって、技能やグループ員の社会性の反省や工夫がなされる様になった。副読本、教具・教材の使用度、活用度が高くなった。

(3) スキルテストについての考察

ボールコントロール(バス、ドリブル、ショット)の技能面の向上。

(4) グループ活動についての考察

(ア) チームの一員になることの困難さ、大切さの理解。

(イ) チームゲームの楽しさがわかった。

グループ学習の、生涯体育への依存は大きい。

以上の研究発表についての質疑応答と講師の講評は次のとおりであった。(記録より)

司会 4人の先生方、大変深い研究ご発表ありがとうございました。時間が限られておりましたので言い尽せなかった事があるかと思います。その分は質疑の時間に補っていただければ幸い

です。質疑をなさる先生方は記録の関係上、都道府県名とお名前を聞かせてください。それでは質問ございませんでしょうか。

山 岸(宮城県) 柳田先生へ「p.110」

グループ編成について、ア(ウ)教師が作為的に行うか、子どもにまかせるか、どちらの方がよいだろうか。

柳 田 子供達に作らせた方がよいのではないか。そこで問題になるのは意図的か無作為かである。意図的である場合、慣れあいが生じてくることが懸念される。

3年生……身長順に分けた。

2年生……(ア)生活の班活動をそのままバレー
ボールのチームとした。

(イ)三人の班長の立候補にそって集
まる子供達でチームをつくった。

資料集 22ページ

(ア)の場合、細かい点までめんどうみてもらえてよかったですという反省がでている。

池 辺(大分県) グループ学習の中でもたせる目標(個人の目標、チームの目標)達成度が個人によって異なっていくが、先生はどの様に評価されているだろうか。また個人の目標をどのように扱われているか。

柳 田 目標のたて方には二つある。

- 1) チームの目標からたてて個人の目標へ
- 2) 個人の目標からチームの目標へ

グループノート(ゲームの展開にそって、個人の記録をとってみる。サーブ、バス、カバーリング、スペイクなどをチェック)

ゲームが終って、まず個人の記録を見していく。
そしてチーム全体のミスを見る。

ゲームの状態をテープにとる。「○○さん、ネットにかけました。チームに活気がありません。スペイクしました。あっミスです」この中にチームの課題、個人の課題を見い出している。

池 辺 記録を取ることは大変貴重なものだと思うが、反省の時間はいつ取られているか。

柳 田 子供の活動の時間を保障してやりたい。
反省と共にテープをいつ聞かせるかということが問題になってくる。授業外の時間を取りことにしている。

石 川(滋賀県) グループ学習の計画をたてた後、定着するまでの工夫は何かあるのか。

佐 藤 小さい学校ですので男女一つのクラスで体育をやっているので、昼休みなど学習前の計画もし、反省も行っている。他の先生の理解、担任の先生の理解があって始めてできることである。

柳 田 学習の進め方に見通しをもたせることが大切ではないか。補強運動に何をやって、実際に何をし、どういうことをするのか。教師の発問も大切である。グループノートに助言として一番大事なことをぼくと書く程度にする。すると負担も軽い。

村 田(岩手県) 113ページの体力診断テスト、運動能力テストの見方について。何月に実施されたものか、前年は県平均を上回っているのに次年度には下回っているのは何故か。

米 田 6月に実施したものである。次年度本校も伸びていたが、それよりも県平均の伸びが上回っていたのでそういう結果になった。

司 会 まだずいぶん問題があるでしょう。せっかくの発表で発表時間がのがてしまい、質疑の

時間が少なくなったことをおわび致します。引き続きまして講師の先生にご講評をいただきたいと思います。

照屋常吉（熊本大学教授）

「すすんで実践する体育学習をめざして」の発表に対して先生方が現場においていかに苦労してそして実際に子供に接していられるかを拝聴しまして心から敬意を表したいと思います。

1～2問題を取り出し感想を述べてみます。

○グループ学習の問題

子供達の実態に即したグループ編成でなければならぬ。

Aの学校のグループ編成がBの学校にもあてはまるとはいえない。

生活班を生かしたグループ……人間関係、つながりを大切にする配慮。

○体力の問題について

子供達がすすんで体力づくりをする方向へ研究している米田先生の発表も、体育の根本問題として重要なことである。

体力とは何なのか、戦後・現在、それに対する概念は流々変遷している。体力をどのようにとらえるかという概念形成をもう一度深く考えなおす必要がある。個々の問題、柔軟性、握力、持久力を取り上げて、それがすべての体力であるかのごとくきめつける。ここに体力づくりの考え方のむずかしさがある。

筑波大の研究班の発表によると、王野球選手の反覆横とびは一般の人より劣っている。このことからすぐ王の体力はだめだときめつけられるだろうか。もっとわるいのは1本足立打法で知られている彼の閉脚片足立ちが10秒そこそ

こである。ところが試みにバットを持たせてやるとずっと立っている。ここに王が王としての野球に体する体力が考えられる。個人の体力とは、個人の身体活動・スポーツ活動によって増大していくことは否めない。しかしそれが必要にして十分条件であるかというと問題になってくる。心臓疾患の子供を体力が回復してから手術しましょうという時のこの体力をどうとらえるか。体力が運動だけで身につくものならば問題である。

農村の主婦を対象に体力診断テストを実施した際、一般的の平均より握力が劣っていたので「握力が弱いですね」といいますと、すかさず「鍬を握って田畠を耕すとき20kg～30kgであろうとかまいませんよ」という言葉に対して返す言葉もない。

教育目標の1つに体力づくりは大きなウエイトを示しているが、1つ1つの問題を抽出して対応するところにつまずきがあるのではないか。

体力とは、power いわゆる強さではなく、fitness 適応性と考えるならば、王選手は野球を通しての体力はすばらしいといえる。

このような観点から、小学生の体力、中学生の体力を深く考える必要がある。

大木昭一郎（文部省体育調査官）

4人の発表者、それに4人の誌上発表者に感謝致します。

ここでは発表のなかみと新指導要領とのかかわりで話しを致します。

福岡県の柳田先生の「目標を子供にもたせて見通しを立てさせて学習にのぞむんだ」という

言葉に大変魅力を感じる。新しい学習指導要領では集団的スポーツということでバレー、ボール、バスケットボールはとらえている。集団的技能を生かしたゲームができるということで、ショートがどれだけはいったか、バスがどれだけ上手になったかというそのことが問題ではない。集団的技能を生かしてゲームができたか、できなかったかが学習の終りになってそれを振り返って見たときに問題にするところである。

こんどの学習指導要領の目標では、授業の成功か失敗かは、そのねらいとのかかわりで、先生方に始めと終りと見てもらって自己評価ができるようになっているので一読してほしい。

体力づくりの発表で長崎県の米田先生が最後の言葉で「研究校として体力づくりと取り組んでいるときはいいが、終ったときに落ちこみができ、しほんてしまう。こんなことがないよう継続することが体力づくりで一番大事である」と力説されました。まさにその通りである。学校での体力づくりは学校教育の全般でこれを受けとめる。総則③の終りの方に示されている通り、日常生活における適切な体育的活動の実践ができるように指導してほしい。頭の中で考える体育ではなく日常生活の中で継続的に実践できる方法としてとらえる。習慣化をはかることが大事である。一時的なやりすぎの体力づくりでなく、小、中、高を通していつまでも続はられるような状況というのはどんな体力づくりの仕組か、このことから子供の自主性とのかかわりで体力づくりを進めることが大切になってくる。

鹿児島県の早田先生の発表で感銘を受けたの

は、「予習課題学習」という言葉でした。英語や数学では予習をやっている。これは体育でいうトレーニングである。このところ体育学習では忘れられがちである。ここらで体育の学習でなければできないようなトレーニングとしての課題学習もやる必要がある。

熊本県の佐藤先生は自発的学習として、グループノートの活用を通して子供にやる気を起させておられる発表、大変立派でした。意欲をもたせて行う学習というのは見通しをもたせる学習と非常に深いつながりがあるのではないか。

グループ編成について一般的に異質グループが多いでしょうが、それをどこまで持続させるか、どんな役割をするか、集団の一員として責任を持って行動するかが問題であって、チームをどうわかるかより大切ではないか。

新学習指導要領では、

- 集団的スポーツ……バレー、ボール、バスケットボール、etc.
- 個人的スポーツ（克服スポーツ）……器械、陸上、水泳、格技、ダンス

というふうにわけてある。

司会 ありがとうございました。

【高等学校部会】

(高等学校の部については、その全体会の記録が編者の編集のタイムリミットに間に合わず、残念ですが発表項目と研究発表者の紹介のみになり、申し訳ありません。追って機会あれば、と思う次第です。) (後藤)

〈研究発表〉

バスケットボール学習における学習内容の考察

一意欲的体育学習をめざしてー

福岡県筑紫丘高等学校

教諭 平島 善光

体育学習時における生徒の自主的・積極的活動と集団成員間の相互関係について

ーバレーボールを中心としてー

佐賀県立佐賀西高等学校

教諭 宮崎 俊行

自主性・自発性を高める体育学習

ー水泳、バレー、ボールにおける実践研究ー

大分県立佐伯鶴城高等学校

教諭 塩月 兼人

〈誌上発表〉

日常化をめざしていく体力づくり

長崎県立松浦高等学校

教諭 山口 隆

バレー、ボールにおけるサーブ指導の一考察

宮崎県延岡学園高等学校

教諭 桑幡 尚明

教諭 佐藤 美智雄

意欲を高めるための器械運動の効果的な指導のあり方

鹿児島県立吹上高等学校

教諭 長井 忠道

すすんで実践する体育学習をどう育てればよいか
沖縄県立首里高等学校

教諭 亀川 爵

〈提案案〉

第13分科会 (体操)

体操を自らすすんで学習し、実践するためにはどのように指導したらよいか

熊本県立熊本高等学校

教諭 大塚 盾男

第14分科会 (陸上競技)

すすんで学習する持続走の指導はどうにしたらよいか

熊本県立宇土高等学校

教諭 吉村 辰己

第15分科会 (柔道)

自らすすんで実践するグループ学習についての一考察

熊本県立第二高等学校

教諭 村上 憲博

第16分科会 (バレー、ボール)

ゲームを通して自らすすんで実践する体育学習をめざして

熊本県立熊本商業高等学校

教諭 西村 恒誠

第17分科会（バスケットボール）

バスケットボールの授業における意識・態度の
変化

熊本県立熊本工業高等学校

教諭 成田 敏彦

第18分科会（ハンドボール）

自らすすんでハンドボールのゲーム及びゲーム
運営と取り組む姿を求めて

東海大学第二高等学校

教諭 高野 博光

第19分科会（ダンス）

楽しい創作ダンスの学習をめざして

熊本県立第一高等学校

教諭 徳永 俊子

第20分科会（体力つくり）

サーキットトレーニング活動の取り組みについ
て

熊本県立南関高等学校

教諭 小山 忠

教諭 中山 憲史

（若しその資料必要とあれば、夫々の学校にお問

いあわせ下されば幸甚かと思います。念のため）

（編集委員会）

編集後記

前号(11巻2号)にてお知らせしましたように、機関誌「学校体育研究」は年2回の発行とし、1回(前期)はいわゆる研究紀要とし1回(後期)は全国大会特集を内容としての編集を企画しておりましたが、諸般の事情により年1回の発行としました。前号(11巻2号)は第16回全国研究滋賀・大津大会での研究の紹介を中心に、指導要領改訂のさなか、教育現場における裁量時間について、鳥根大学の永井先生より私達の指標をいただきました。今回(12巻になります)より年1回の編集企画をした関係で、頁数をふやし、内容も研究紀要と全国大会の紹介とにまとめました。指導要領も現在改訂移行中ですので、小、中、高における「ゆとり」のある充実した教育について、主として小学校に關係されました前川先生、中学校に關係されました佐々木吉蔵先生、高等学校に關係されました佐々木茂先生に、従来の考え方との接点について解説していただきました。

最近、教育界でよく話題の争点になるのに「落ちこぼれ」ということが問題になります。生活の内容はますます多様になり、子供に対する教育投資は、不況などものともせず休みなく続けられています。落ちこぼれた子供達の将来はどうなるのでしょうか。教科体育からは「落ちこぼれ」の問題だけは、だしたくないものです。今回は、全国の各研究グループや各学校において抱えている問

題点を提起して頂きました。時の流れとともに今まで何でもなかったことでも問題としてクローズアップされてくるものです。「落ちこぼれ教育」は、時の流れの一コマとして解決したくないものです。

第17回熊本大会は、参会者も3,500名を越え、今までになく盛会裡に極めて多くの効果を残し終りました。高校の部の全体会の紹介が、資料不足のためお知らせすることができませんでした。悪しからずご容赦下さい。

最後に、原稿を寄せて頂きました諸先生方、誌面を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。機関誌の内容について、また企画についてご意見があれば、どしどし編集委員会か本部までお寄せ下さい。お待ちしています。全国の先生方の一層の活躍を祈念いたします。

昭和53年3月 後藤守生記
(東京都立板橋高等学校)

編集委員は次の先生方です。

- 坪井 芳雄(町田市立町田第一中校長)
内藤 尚雄(品川区立浜川小校長)
赤木 康二(足立区立第三中教頭)
船田 茂男(練馬区立練馬東中)
関口賢一郎(三鷹市立第六中)
宮崎 昇男(港区立高陵中)
後藤 守生(都立板橋高、編集担当)

財団法人 日本学校体育研究連合会 編集委員会

発行者 今村嘉雄

発行所 (財)日本学校体育研究連合会

〒151 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

オリンピック記念青少年総合センター内

電話 03-465-3954(代)

印刷所 株式会社 三誠社

取締役社長 茂呂弥兵衛

東京都文京区本郷2-11-5

電話 812-0241・811-2062

昭和53年3月31日 発行

非売品

